

REPORT2026

のとさん



のと共栄信用金庫

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



目次

< 地域貢献ディスクロージャー >	2	16. 信用リスクに関する事項	23
< 概況及び組織 >		17. 信用リスク削減手法に関する事項	31
1. 基本理念	7	18. 市場リスクに関する事項	32
2. 行動指針	7	19. 流動性リスクに関する事項	32
3. 事業の組織図と役員・執行役員一覧	8	20. オペレーショナル・リスクに関する事項	32
4. 事業の概況	9	21. 金利リスクに関する事項	33
5. 主要な事業の内容	11	22. 派生商品取引及び長期決済期間取引に関する事項	34
6. 内部管理基本方針	12	23. 証券化エクスポージャーに関する事項	34
7. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み	13	24. 株式等エクスポージャーに関する事項	35
8. お客様本位の業務運営に関する取組み	14	25. 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の状況	37
9. コンプライアンス（法令等遵守）体制	15	26. 総代会	38
10. お客様の個人情報保護について	15	27. 役職員の報酬体系	40
11. 苦情処理措置・紛争解決措置等のご案内	17	28. あゆみ	41
12. 反社会的勢力の取引遮断について	18	29. 店舗のごあんない	43
13. マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融に関する取組み	19	30. 店舗外現金自動機コーナーのごあんない	43
14. リスク管理体制に関する事項	20	31. 手数料一覧	44
15. 自己資本に関する事項	20	< 資料編 > 目次	49

ごあいさつ

平素は私ども「のとしん」に対し、格別のご愛顧とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年も当金庫の現況についてより深いご理解をいただくため「REPORT2026 のとしん」を作成いたしましたので、ご高覧いただければ幸いです。

震災から2年が経過し、能登地域は今、震災からの復興途上にあり、地域の方々の生活や事業は多くの課題に直面しております。震災以前からの人口減少という構造的な問題があり、震災により人口減少が加速、一部コミュニティの維持も困難となり、事業の再開や住宅の新築が進みつつあるものの、深刻な状況には変わりありません。特に事業資金においては、コロナ融資の借入と震災関連の借入との多重ローン問題があります。これらの課題解決のために、震災関連支援策として事業支援策や住宅支援策も用意されていますが、この地域における建築費と人件費の高騰や支援策の煩雑さなどが事業の再開や住宅の新築が進まない大きな要因となっており、大きな課題になっています。この課題に取り組むべく令和7年度も引き続き、能登半島地震・豪雨への対応を最重要課題として、また営業エリア全体の課題解決にも積極的に取り組みました。

また、令和7年5月24日に創立110周年を迎え、永年のご愛顧とご支援にお応えするために、110周年事業として、記念定期の発売、観劇等へのご招待、年金旅行等も実施しました。

こうした取り組みを行うなかで、のとしんの令和7年度の決算は、預金残高341,153百万円、貸出金残高191,798百万円となりました。また、自己資本比率は20.53%と必要な国内基準4%を大きく上回っています。一方収益面では、経常収益が前期比644百万円増の5,822百万円となりました。本事業であるコア業務純益は前期比294百万円増の1,369百万円、経常利益は前期比64百万円増の770百万円、最終利益も前期比74百万円増の506百万円と増収増益となりました。

国際情勢は極めて不確実な状況にあり、地域を取り巻く環境もますます厳しさを増すなか、のとしんが担うべき役割はますます重要なものになると思われませんが、地域金融機関の使命、すなわち地域経済を全力で支え、お客様に奉仕するという基本理念を忘れることなく本格復興に役員一丸となって邁進する所存であります。

当金庫は、地域の皆さま方の生業や生活の常に傍にある、そんな存在感のある信用金庫を目指し、今後も取り組んでまいりますので、何卒、皆さまには変わらぬご愛顧とともに、引き続きのご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

令和8年7月

理事長 鰐目孝和



のとしんと地域社会

■ のとしんが考える地域貢献について

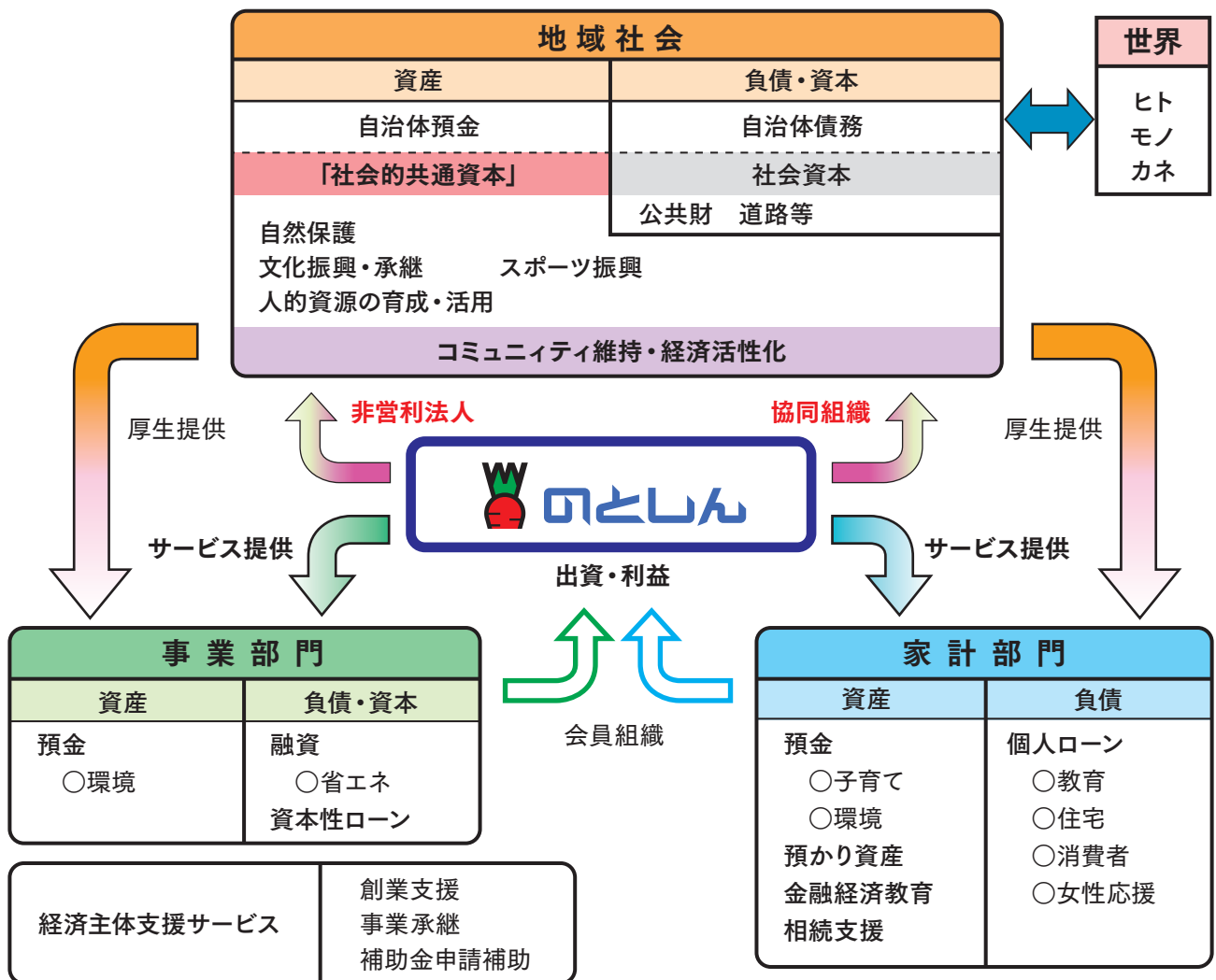
のとしんは、能登・金沢地域を事業区域として、地元の中小事業者や住民の皆様が会員となって、お互いに助け合い、発展していくことを共通の目的として運営されている相互扶助を理念とする金融機関です。

お客様の大切な資金をお預かりし、地元で資金を必要とするお客様にご融資を行うとともに、各種の経営支援を行っております。またお客様の資産形成に資することによって、地元の事業や生活の繁栄へのお手伝いをするとともに、地域社会の一員として中小事業者や住民の皆様と強いきずなで結ばれたネットワークを形成し、地域経済の持続的な発展に努めております。

また、これらの金融機能以外にも地域の「社会的共通資本」ともいうべき「自然保護」や「文化振興・承継」及び「人的資源の育成」、「地域コミュニティの維持」等を通じて、地域社会の維持・発展に貢献していきたいと考えます。

すなわち、のとしんは、地域社会の維持・発展を目的とする、金融を核としたサービス(厚生)を提供できる共同組織を目指しております。

地域社会の維持・発展を目的とする 金融を核としたサービス業



お金を貸す前に知恵を貸す(課題解決型、提案型営業)

あんがと営業(顧客本位の業務運営)

森を育てる(長期的な視点で収益管理)

お金の他産地消(外からの資金流入と支出は地域内循環)

わたしたちは、のとしんです

■ 令和6年能登半島地震から復旧・復興へ

「令和6年(2024)1月1日 16:10」

能登をマグニチュード7.6、最大震度7の大地震が襲いました。

震災から2年がたったなか復興への道のりを一歩ずつ着実に進めるために、地域金融機関としての責務を果たし全力で取り組んでまいります。

○令和7年能登半島地震関連取組(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

日 時	対 応 内 容
令和7年 4月 1日	能登半島復興応援定期預金(第3弾)の発売
5月13日	穴水町に能登半島復興応援定期預金(法人向)完売による義援金の寄付
6月19日	貸金庫利用手数料を1年間無料(能登半島地震の被災者)
7月17日	七尾市に能登半島復興応援定期預金完売による義援金の寄付
10月 1日	能登半島復興応援定期預金(第4弾)の発売
10月15日	休眠預金事業「能登復興ギフト nototsumugu」完成セレモニー
11月13日	石川県信用金庫災害復興支援特別講演会・ビジネス交流会開催
令和8年 3月 4日	志賀町に能登半島復興応援定期預金完売による義援金の寄付

○復興に向けて

能登半島復興応援定期預金「がんばろう！能登半島」

被災事業者の救済と災害復興の一助として、被災地域の事業者の商品を懸賞品とした懸賞品付定期預金を復興応援定期預金として発売いたしました。

また、復興までは相当期間を要するため、懸賞品付定期預金は令和6年から3年に亘って取扱いし、なるべく多くの被災事業者の皆様を支援していきます。



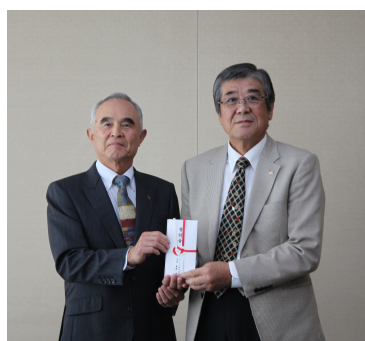
○全国から様々なご支援

今回の震災にあたり数多くの皆様からの義援金・見舞金、加えて温かい激励のメッセージをいただきました。また、物産展やビジネスフェアへ参加をお声掛けいただき、信用金庫の相互扶助の精神を改めて実感いたしました。

ご支援いただいた皆様方にこの場を借りてお礼申し上げます。



お客様ご旅行内での物産展



ふくしん松川信友会様から被災地域のとしん会への御寄付



東北地区信用金庫協会様のご視察

○休眠預金事業「能登復興ギフト nototsumugu」完成セレモニー

当金庫と興能信用金庫（本店：能登町）と協同で採択されたしんきん能登復興コンソーシアムの休眠預金活用事業を活用し、再建後の販路拡大に課題を抱える地域小規模事業者の商品を詰め合わせた特別なギフトボックス『noto tsumugu』（の と つ む ぐ）を珠洲市でギフト館を営む今井商店と共同で開発し販売を行いました。

ギフトボックスは地元の人気洋菓子や伝統のある和菓子等を詰め合わせた『noto tsumugu.花綴（はなつづり）』と地元で愛されている名産品や飲食店が開発した食品を詰め合わせた『noto tsumugu.百彩（ひゃくさい）』の2商品を展開しました。

本取り組みは、令和6年能登半島地震・令和6年能登半島豪雨からの復興を地域経済のシンボルである地域金融機関として後押しすると共に、地域事業者の商品を広く知ってもらうことを目的としています。

商品開発にあたり、石川県立七尾高等学校書道部の協力を得て『復興への願いを未来へ紡いでいく』をテーマにした書道作品を制作。地域の未来を担う高校生とともに能登の未来を紡ぐ取り組みを行いました。



発表セレモニーと JR 金沢駅での販売

○石川県信用金庫災害復興支援特別講演会・ビジネス交流会開催

石川県内の事業者の皆様の交流と復興支援への協力のため、石川県内4信金合同でお客様の交流の場として、講演会と交流会を開催いたしました。

11月13日（木）金沢市のホテル日航金沢において、県内4信用金庫のお客様、約250社280名にご参加いただきました。

当日は、慶応義塾大学名誉教授 竹中平蔵氏が「世界の激変と日本の政治経済」という演題で講演されたのち、19時からは立食形式で交流会が開催され、参加者それぞれが名刺交換や歓談など交流を深めていました。



講演会及び交流会

■ 令和7年5月24日のとしんは創立110周年を迎えました。

こうして110年という長きに亘り、歩み続けることができましたのも、地域の皆様のおかげと感謝の気持ちとともに、110年という節目の年に役職員一同決意もあらたにさらに心を引き締め、ふるさと石川の発展の为一層の努力をいたす所存でございますので、今後とも何卒よろしくご指導、ご支援のほどお願い申し上げます。

◆ 110周年事業一覧

日 時	内 容
令和7年 3月18日	あすなろ基金へ奨学資金を寄贈
5月 2日	青柏祭人形宿
5月23日	物故者追善法要
—	能登演劇堂で5月30日(金)から6月22日(日)まで公演される無名塾「肝っ玉おっ母と子供たち」に当金庫の営業地域(石川県、小松市・加賀市を除く)の皆様を6公演先着110組220名様(合計)をご招待
6月18日	記念配当 1%を上乗せし配当率を 3%に
6月19日	創立 110 周年記念第2弾「創立 110 周年記念定期預金」の発売
—	能登歴史公園(国分寺地区、のと里山里海ミュージアム横)で開催される「第35回モンテレージャズフェスティバルイン能登」に抽選で110組220名様(合計)をご招待
10月21日	創立110周年記念チャリティー合同ゴルフ大会の実施



青柏祭人形宿

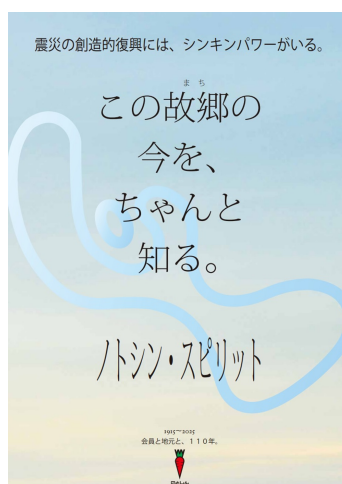


創立110周年周年チャリティー合同ゴルフ

◆ 110周年ポスターとプロモーションビデオ

110周年を迎えるにあたり、ポスターとプロモーションビデオを作成しました。

ポスターは「この故郷の今を、ちゃんと知る。」、プロモーションビデオは、「のとしんの職員、ふるさとの一員。」をテーマとし、地域の一員として普遍的な相互扶助の精神を表現しました。



のと共栄信用金庫 創立110周年記念PV



■ のとしん環境保全活動

「自然豊かなふるさとを次代の子どもたちに残すために」

「森づくりファンド」について

地球温暖化の原因である“二酸化炭素(CO2)”の吸収を図るため、能登の森で人工林の整備、植林などを中心に、「石川県」や「公益社団法人石川の森づくり推進協会」の技術指導のもと、ボランティア等のご協力を得ながら環境保護活動を実施しております。平成20年(2008)より、石動山(中能登町)の「ボランティアの森ゾーン」において、枝打ち、間伐、苗木の植樹、林道清掃などを行っております。

これまでにを行った森づくりの結果、県が創設した「森林整備活動CO2吸収量認証制度」で、累計267.0トンの二酸化炭素を吸収したものと認定されました。

また、日本治山治水協会・日本林道協会の「令和3年度治山林道コンクール・第44回林道維持管理コンクール」で、石動山亀石線での活動が、石川県中能登農林総合事務所との連名で農林水産大臣賞を受賞いたしました。

加えて、平成26年からは「のとしまの松林再生活動」を開始しました。近年、薪を使わなくなったことなどにより手入れが行き届かなくなったことや、松くい虫や台風の被害等により松林が衰退、荒廃している中、こうした松林の再生活動を通じて里山づくりを推進し、自然豊かな能登の原風景の再生を目指しております。

令和7年度は、活動場所の安全が能登半島地震の影響により確保されていないことから、仮設住宅での緑のカーテンづくりに参加しました。

■ 長谷川等伯再発見ファンド事業

「地域文化の“振興および次代への承継”」

1. 事業内容

○歴史・文化継承活動・足跡の調査・研究活動・作品収集への支援活動・情報発信活動

【森づくりファンド 令和7年度収支】

単位:千円

期 初 基 金 残 高		2,433
収 入	基 金 額	3
	預金者からの寄付金	0
	うち当金庫拠出額	0
	うち決算利息	3
支 出	支 出 計	8
	緑のカーテンづくり	8
期 末 基 金 残 高		2,427

【等伯ファンド 令和7年度収支】

単位:千円

期 初 基 金 残 高		500
収 入	基 金 額	0
	うちご預金者からの寄付額	0
	うち当金庫拠出額	0
	うち決算利息	0
支 出	事業なし	0
	計	0
期 末 基 金 残 高		500

■ のとしんのSDGsへの取組み

当金庫はこれまで、地域金融機関として、地域の皆様の幸せと地域社会の繁栄を願い、地域の課題の解決に向けた様々な取り組みを行ってきました。今般、SDGsの理念が広く一般に浸透しつつあるなか、当金庫としてもその取組みに賛同し、「のとし共栄信用金庫SDGs宣言」を行い、その理念を経営に反映させることで、これまで以上に地域の皆様とのパートナーシップを強化し、共に持続可能な地域社会を目指すことといたしました。

【重点推進項目】

① 中小事業者の皆様の創業、成長、発展、承継を通じた地域経済の持続的発展 お客様のより安心して豊かな生活を実現するための資産形成支援	
4 質の高い教育をみんなに 8 働きがいも経済成長も 9 産業・技術革新の基盤をつくろう	- 付加価値営業力の強化とコンサルティング機能の拡充 - 資産形成支援能力向上とあながと営業(顧客本位)の徹底 - 地域産業の活性化支援 - 能登半島地震からの復旧・復興へ向けのお客様支援の推進
② 豊かな自然環境と地域の魅力的な文化・遺産の保全保護及び発信	
4 質の高い教育をみんなに 8 働きがいも経済成長も 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナリシップで目標を達成しよう	- 学生支援活動の推進 - 里山里海保全活動と次世代への継承 - 環境配慮素材の利用促進 - 地域文化振興活動の継続実施
③ パートナリシップ力の強化と協働の推進	
4 質の高い教育をみんなに 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 11 住み続けられるまちづくりを 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさを守ろう	「のとしんふるさと基金」を活用した助成の実施 - 地域関係機関・団体と連携し事業効果の波及拡大 - 企業版ふるさと納税制度を活用した地域事業支援 - お金の他産地消に向けた取組み推進

概況及び組織

1. 基本理念

心

基本理念

人びとの幸せと

郷土の繁栄をねがい

すばらしい^{あした}未来を実現するために

若さと誠意と情熱をもって

たゆみなく前進します

2. 行動指針

「心を大切にする」ころ

行動指針

まごころで接しよう そこに信頼が芽ばえる

笑顔でつつもう みんなが心豊かになる

思いやりをもとう まわりに幸せが広がる

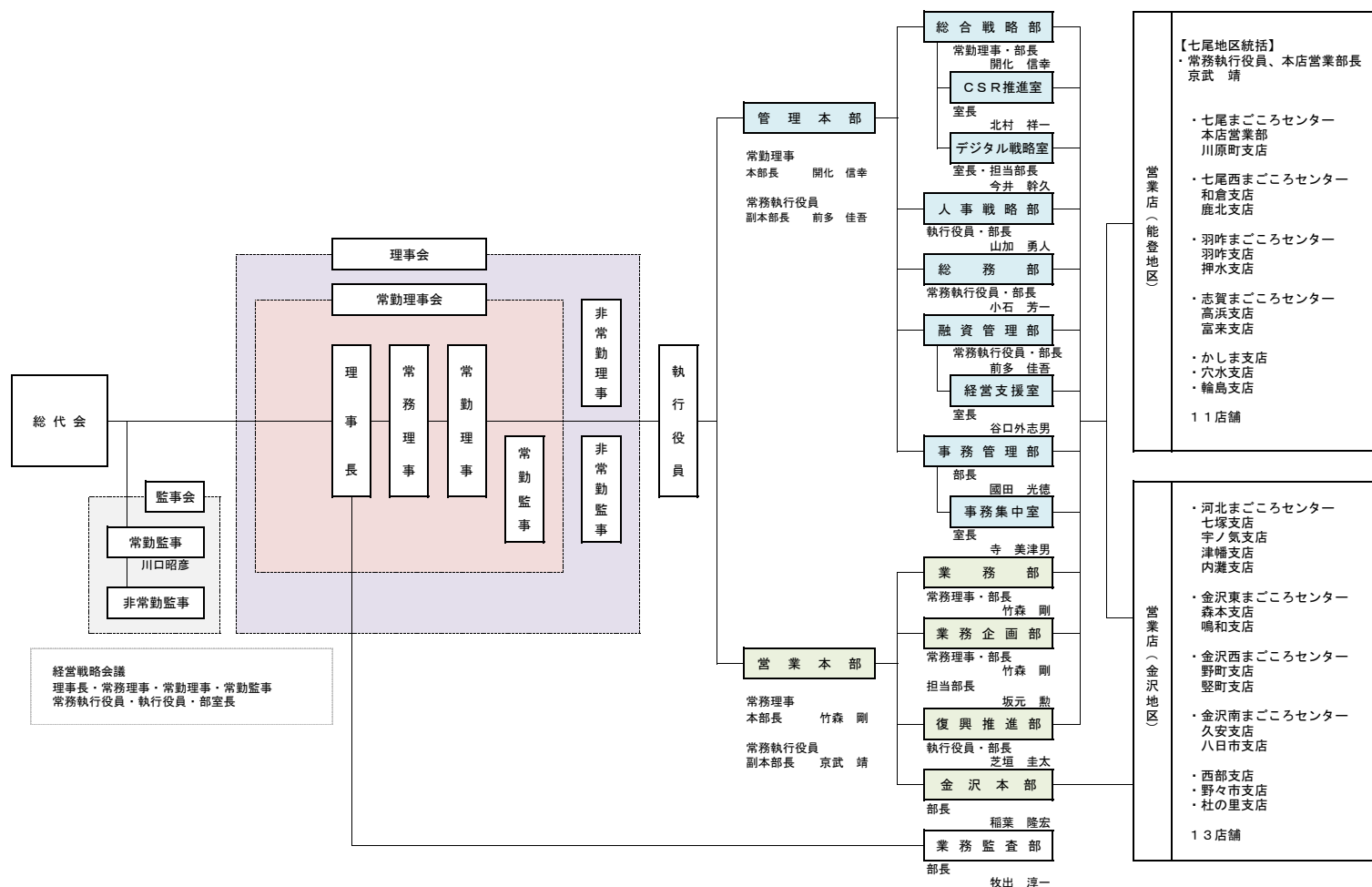
創意をみがこう そこに活力が生まれる

チャレンジしよう そこにこそ^{あした}未来が開ける

のとしんの基本理念、行動指針の底に流れているものは、人と人とのかわり合いを大切にする心であり、相手の身になって考えることを生きがいとする心です。

のとしんの役職員一人ひとりが、地域社会やそこに住むすべての人々に支えられていることを深く認識し、基本理念、行動指針の「心」のもと、それぞれが力を合わせ、役割や責任を果たして行きたいと考えております。

3. 事業の組織図と役員・執行役員一覧（2026.6.19現在）



【役員・執行役員一覧】

理事長	鰐目孝和	代表理事
常務理事	鰐目剛	代表理事
常務理事	竹森剛	代表理事 営業本部長・業務部長・業務企画部長
常勤理事	開化信幸	管理本部長 総合戦略部長
理事顧問	鈴木正俊	(※1)
理事	小田與之彦	(※1)
理事	小松栄子	(※1)
理事	伊藤康夫	
理事	片原孝憲	
常勤監事	川口昭彦	
監事	池水龍一	(※2)
監事	田村謙吉	
常務執行役員	小石芳一	総務部長
常務執行役員	京武靖	営業本部副本部長・本店営業部長
常務執行役員	前多佳吾	管理本部副本部長・融資管理部長
執行役員	山加勇人	人事戦略部長
執行役員	芝垣圭太	復興推進部長

※1は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
※2は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

4. 事業の概況

■ 令和7年度業績

預 金

預金残高は、前期末比 3,119百万円(0.92%)増加し、341,153百万円となりました。
科目別では、要払性預金が 1,014百万円(0.54%)増加し、定期性預金は 2,104百万円(1.38%)増加しました。
また、法人預金が増加したのに対し、相続による流出や高利回り商品へのシフトにより個人預金は減少しました。

(単位:百万円)

	令和7年度	令和6年度	増 減	増減率
預 金 積 金	341,153	338,033	3,119	0.92%

貸 出 金

貸出金残高は、前期末比9,282百万円(5.08%)増加し、191,798百万円となりました。
また、預貸率は 2.23ポイント上昇し56.22%となりました。
事業性融資は減少したものの、地公体向け資金と消費性資金は増加しました。

(単位:百万円)

	令和7年度	令和6年度	増 額	増減率
貸 出 金	191,798	182,516	9,282	5.08%

普通出資金 諸積立金

普通出資金は、期末残高677百万円(会員数26,795人)、諸積立金の期末残高は14,427百万円となりました。

自己資本 比 率

自己資本額は26,835百万円となり、自己資本比率については、前期末比 8.27ポイント上昇し、20.53%と国内基準の 4.0%を大きく上回っております。

	令和7年度	令和6年度	増 減
自 己 資 本 比 率	20.53%	12.26%	8.27ポイント

利 益 等

政策金利の引上げに伴う利回りの上昇により、預金利息等の資金調達コストが前期比401百万円(27.60%)の増加となったものの、運用利回りの改善に加え、復興にかかる地公体の資金需要が旺盛であったことから貸出金残高が大きく伸び、資金運用収益が700百万円(17.50%)増加しました。その結果、資金利益が300百万円(7.88%)増加したことで、賃上げやシステムサーバのデータセンターへの移設による経費の増加を吸収し、本業の利益を示すコア業務純益は、13億6,900万円と3期連続の増益となりました。

また、被災事業者の復興工事にかかる補助金のつなぎ資金に積極的に応需したことから、貸倒引当金が一時的に増加したものの、有価証券関係損益が改善したことから経常ベースでは2期連続の増収増益となりました。

(単位:百万円)

	令和7年度	令和6年度	増 減	増減率
経 常 収 益	5,822	5,178	643	12.43%
コ ア 業 務 純 益	1,369	1,075	294	27.32%
業 務 純 益	1,059	540	518	95.81%
経 常 利 益	770	706	63	8.98%
当 期 純 利 益	506	432	74	17.18%

店舗及び 職 員 そ の 他

営業店舗数は24店舗と前期と同様であります。
その他店舗外の現金自動機コーナーは、令和8年7月1日現在、14ヵ所設置しております。
また、期末従業員数は194人で、前期末に比して4人増加しました。

2026（令和8）年度事業推進計画 骨子

基本理念【心】

人々の幸せと
郷土の繁栄をねがい
すばらしい^{あした}未来を実現するために
若さと誠意と情熱をもって
たゆみなく前進します

111年目の取り組み

- ・ 地域やお客様の幸せと繁栄
- ・ 資本強化後の金庫経営
- ・ 運用原資である預金の増強
- ・ 自己成長できる機会づくり
- ・ 自己啓発できる意識づくり

次の10年の始まりとして、一人ひとりが自発的に取り組む

経営ビジョン（2030年までに目指すのとしんの姿）（2019年12月策定）

持続可能なビジネスモデルの構築に向けて

持続可能な
ビジネス
モデル

強靱な経営体質
人材基盤・財務基盤・
顧客基盤の強化

好循環
の実現

地域経済の
持続的発展
地域の稼ぐ力の向上

SDG
S
宣言

2026年度事業推進計画

基本方針：お客様・地域の繁栄と職員の幸福の追求 ー自律と挑戦ー

1. お客様や地域の復旧・復興に取り組む
2. 相互扶助の姿勢で取り組み、お客様、会員、地域からの信頼の構築
3. 一人一人が安心して成長できる環境の構築
4. 債権管理と資産良質化
5. 資金調達戦略の強化と資産運用の効率化
6. 法令等遵守態勢の充実と変化するリスクにも対応する管理態勢の高度化

重点課題

主要施策

1. 資本強化を活用した地域活性化	(1) お客様の生業の再建と課題解決支援 (2) 与信管理・債権管理適正化 (3) モニタリング・再生支援の強化とスピード化 (4) 地域金融機関として金融・非金融両面での支援 (5) 信金ネットワーク等関係機関との連携、共創
2. 安心して働ける環境と 成長・行動する人づくり	(1) 新人事制度の確実な浸透と柔軟な対応 (2) 人的資本経営の取組みと実践 (3) 部署間や営業店と本部連携による業務効率化と生産性の向上 (4) 自ら考え行動できる職員づくり
3. 持続可能な組織体制の確立	(1) コンプライアンス、マネロン等内部管理体制の充実 (2) 人口減少時代での金庫運営体制の構築 (3) 時流や地域環境に応じた店舗戦略・営業戦略の推進 (4) 粘着性の高い預金の増強と収益基盤の強靱化 (5) リスク管理と安定した収益構造の確立

【2025年度】

・ 預金平残 3,431億円
 ・ 貸出金平残 1,871億円
 ・ 実質コア業務純益 12.6億円
 ・ 実質OHR 70.13%

【2026年度計画】

預金平残 3,374億円
 貸出金平残 1,936億円
 コア業務純益 14.6億円

森を育てる
（長期的な視点で収益管理）

お金を貸す前に知恵を貸す
（課題解決型、提案型営業）

あながと営業
（顧客本位の業務運営）

お金の他産地消
（外からの資金流入と
支出は地域内循環）

5. 主要な事業の内容

- (1) 預金及び定期積金の受入れ
- (2) 資金の貸付け及び手形の割引
- (3) 為替取引
- (4) 上記(1)～(3)の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - ① 債務の保証又は手形の引受け
 - ② 有価証券「⑤に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。」の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る。)
 - ③ 有価証券の貸付け
 - ④ 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - ⑤ 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
 - ⑥ 短期社債等の取得又は譲渡
 - ⑦ 次に掲げる者の業務の代理
株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、日本銀行、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構、日本酒造組合中央会、独立行政法人福祉医療機構、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人環境再生保全機構、一般社団法人しんきん保証基金、一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター、一般財団法人建設業振興基金、一般社団法人全国石油協会、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、東日本建設業保証株式会社
 - ⑧ 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣が定めるものに限る。)
イ 金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
 - ⑨ 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - ⑩ 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - ⑪ 振替業
 - ⑫ 両替
 - ⑬ デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)であつて信用金庫法施行規則で定めるもの(⑤に掲げる業務に該当するものを除く。)
 - ⑭ 信託会社または信託業務を営む金融機関の業務の媒介(内閣総理大臣が定めるものに限る。)
信金中央金庫
 - ⑮ 地域活性化等業務(信用金庫法施行規則で定めるもの)
- (5) 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記(4)により行う業務を除く。)
- (6) 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - ① 保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
 - ② 当せん金付証票法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証票の販売事務等
 - ③ スポーツ振興投票の実施等に関する法律の定めるところにより、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの委託または独立行政法人日本スポーツ振興センターの承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行うスポーツ振興投票券の販売業務等
 - ④ 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)により行う業務
 - ⑤ 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
 - ⑥ 電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

6. 内部管理基本方針

当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号及び同法施行規則第23条の規定に基づき、業務の健全性及び適切性を確保し、内部統制の有効性を維持するための体制を整備しております。

1. 当金庫の理事及び職員並びに当金庫の子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当金庫及び当金庫の子法人等から成る集団(以下、「当金庫グループ」という)は、法令等遵守の徹底を業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置づけ、「コンプライアンス基本方針」と「コンプライアンス行動基準」を定めるとともに、役職員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法等を具体的に定めた手引書である「コンプライアンス・マニュアル」と、それを実践するための「コンプライアンス・プログラム」を策定します。
- (2) 当金庫グループは、「コンプライアンス統括責任者」のもとにコンプライアンスを一元的に管理する統括部署を設置するとともに、リーガルチェック等を行う相互牽制機関として「コンプライアンス委員会」を設置します。また、本部及び営業店等毎に「コンプライアンス管理者」を配置し、コンプライアンス統括部署との連携を図ります。
- (3) 当金庫グループは、公益通報者を保護するための制度として、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部店の上司を介さず、直接コンプライアンス統括部署の管理者及び顧問弁護士に通報・相談等を行うことができる受付窓口を設置します。
- (4) 当金庫グループは、反社会的勢力との関係を遮断するため、「反社会的勢力に対する基本方針」や遮断手続きに関する規程・要領等を定めるとともに、職員の安全を確保しつつ、不当な要求に対しては断固拒絶するための体制を構築します。
- (5) 内部監査部門は、法令等遵守態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会、常勤理事会及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その実施状況を検証します。

2. 当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事の職務の執行に係る情報については、文書の整理保管、保存期限および廃棄ルール等を定めた「文書保存規程」に基づき、適切に保存・管理します。
- (2) 理事会、常勤理事会、各委員会および各会議の議事は、議事録を作成し適切に保存・管理します。
- (3) 理事及び監事はこれらの文書を常時閲覧することができます。

3. 当金庫の子法人等の取締役等の職務の執行に係る事項の当金庫への報告に関する体制

- (1) 当金庫の代表理事は、子法人等の代表取締役との定例報告会において、子法人等の取締役等の職務執行の状況のうち、重要な情報など経営上の重要事項に関する報告を受けます。
- (2) 内部監査部門は、定期的に又は必要に応じて、法令等に抵触しない範囲において、コンプライアンス及びリスク管理の観点から子法人等への監査を行い、その結果を代表理事へ報告します。
- (3) 当金庫は、子法人等における業務の決定及び執行が適正になされるよう、子法人等の非常勤取締役及び非常勤監査役を当金庫の理事が兼務します。

4. 当金庫グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当金庫は、当金庫グループの適正な統一的リスク管理を実現するため、「リスク管理の基本方針」に基づく「リスク管理規程」をリスク管理の基本規程として策定するとともに、「統一的リスク管理要領」とリスクカテゴリー毎にそれぞれのリスクの特性等に応じた管理要領等を策定します。
- (2) 当金庫は、当金庫グループのリスクを一元的に管理する統括部署及びリスクカテゴリー毎の主管部署を定め、リスク管理の実効性及び相互牽制機能を確保します。また、リスク管理方針に基づき資産・負債を総合的に管理し、運用戦略等の策定・実行に係る部門を「ALM委員会」とします。
- (3) リスク管理統括部署は、当金庫グループにおけるリスクの状況を定期的に又は必要に応じて随時常勤理事会に報告します。また、特に経営に重大な影響を与える事案については理事会に速やかに報告します。
- (4) 当金庫グループは、大規模災害、システム障害および風評リスク等の緊急事態の発生に伴い生じ得る損害や影響を最小限に抑えるため、「危機管理計画書」に基づいて危機管理態勢を整備します。
- (5) 内部監査部門は、統一的リスク態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会、常勤理事会及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その改善状況を検証します。

5. 当金庫の理事及び当金庫の子法人等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 理事会とその補佐機関としての常勤理事会を一体化した審議・意思決定・監督機関と位置づけ、それぞれの運営及び付議事項等は「理事会規程(及び同付議基準)」及び「常勤理事会規程」に定め

- (2) 業務執行等に関する重要事項については、あらかじめ常勤理事会において協議を行い、その審議を経て執行の決定を行います。
- (3) 理事会は、機関・職制・業務分掌・権限委譲等に関する諸規定を策定し、効率的な職務遂行を実践します。
- (4) 理事会は、経営方針、経営計画、業務・態勢に係る基本方針等を定め、具体的な対応は常勤理事会、各委員会及び担当理事等の判断に委ねます。
- (5) 子法人等に係る管理主管部署は、子法人等の事業の実施状況を定期的に管理・検証し、必要に応じて理事会及び常勤理事会へ報告するとともに、子法人等から求めがあるときは、当該業務を支援します。

6. 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- (1) 監事は、監査業務の実効性を確保するため、その職務を補助する職員の配置を求めることができます。
- (2) 監事がその職務を補助すべき職員の配置を求めた場合は、常勤理事会において協議のうえ、当該業務等を十分検証できる能力を有する者を配置します。

7. 当金庫の監事の職務を補助すべき職員の当金庫の理事からの独立性に関する事項

- (1) 監事の職務を補助すべき職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令に従い、理事の指揮命令を受けないこととします。
- (2) 理事は、監事の職務を補助すべき職員の人事異動及び考課等の人事権に係る事項の決定については、予め監事に同意を求めることとします。

8. 当金庫の理事及び職員並びに当金庫の子法人等の取締役等及び使用人等が当金庫の監事に報告をするための体制その他当金庫の監事への報告に関する体制

- (1) 理事及び職員は、当金庫グループにおける次に定める事項について事認認識後直ちに監事に報告することとします。ただし、監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としません。
 - ① 理事会(子法人等においては取締役会)及び常勤理事会で決議された事項
 - ② 当金庫グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項
 - ③ 経営状況に関する重要な事項
 - ④ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ⑤ 重大な法令・定款違反
 - ⑥ 公益通報の状況及び内容
 - ⑦ その他コンプライアンス上重要な事項
- (2) 職員は、前項に関する重大な事実を認識した場合には、監事に直接報告できるものとします。
- (3) 監事は、当金庫グループの役職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることができます。
- (4) 監事は、当金庫グループの業務執行に係る重要な書類を閲覧できるほか、必要に応じて当金庫グループの役職員に対して説明を求めることができます。
- (5) 当金庫は、当金庫グループの役職員が監事への報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、これを当金庫グループの役職員に周知します。

9. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監事は、監事監査基準に基づき、理事会その他重要な会議への出席、理事とのヒアリングおよび内部監査部門・会計監査人等との関係を通じ、監査を実効的に行います。
- (2) 監事会は、独自に意思形成を行うため、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で公認会計士その他の外部専門家を活用します。
- (3) 当金庫は、監事がその職務の執行について生ずる費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理します。

10. 当金庫及びその子法人等における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当金庫の子法人等が行う業務が法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理の観点から適切なものとなるよう、当該業務の主管部署等が定期的にモニタリングする等の措置を講じます。
- (2) 当金庫と当金庫の子法人等との取引が、弊害防止措置等の遵守やアームズ・レングス・ルールの遵守の観点から適切なものとなるよう、コンプライアンス統括部署や内部監査部門が定期的にモニタリングする等の措置を講じます。
- (3) 監事及び内部監査部門は、当金庫の子法人等の業務について、法令等に抵触しない範囲で監査を行います。また、監査の対象とできない当金庫の子法人等の業務については、当該業務の主管部署等による管理状況を監査対象とします。

7. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み

■「令和6年能登半島地震」「奥能登豪雨」およびコロナ禍等の影響を踏まえた金融円滑化の取組み

当金庫は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響に加えて2024年元日に発生した「令和6年能登半島地震」および2024年9月21日から23日にかけて発生した「奥能登豪雨」の未曾有の自然災害の影響を踏まえ、事業者等の資金繰り支援を喫緊の課題とし、貸付条件の変更等の申込みに対して迅速かつ柔軟に取り組んでおります。

また、金融面にとどまらず各種補助金の申請やきめ細くなりわい再建に向けたご支援を行うなど必要な支援を講じて課題解決型金融の実践に努め、地域とともに歩んでまいります。

○貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数（令和2年3月10日から令和8年3月31日）

	中小企業	住宅資金者
貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	6,817 (1,582)	110 (7)
うち、実行に係る貸付債権の数	6,629 (1,540)	102 (7)
うち、謝絶に係る債権の数	18 (5)	2 (0)
うち、審査中の貸付債権の数	35 (1)	1 (0)
うち、取下げに係る債権の数	135 (36)	5 (0)

(注)債権単位の累計です。()内はコロナウイルス感染症及び令和6年能登半島地震等の影響によるものです。

■「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を準備しております。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

(単位：件)

	令和6年度	令和7年度
新規に無保証で融資した件数	817	473
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	30.08%	38.30%
保証契約を解除した件数	17	7
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	1	0

■「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の取組み

「令和6年能登半島地震」や「奥能登豪雨」等の影響で住宅ローンや事業性ローンなどのご返済にお困りの個人のお客様については「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を利用することで、一定の要件のもと、既往債務の免除・減免を受けることができます場合があります。

当金庫では、震災の被害を受けられた個人のお客様の生活再建に向けて、ご返済の猶予や「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」などのご相談に柔軟に対応させていただきます。

	令和8年3月末現在
「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」受付件数	38件

■令和6年能登半島地震関連補助金申請支援の取組み

令和6年能登半島地震により被害を受けた事業者の施設・設備の復旧・整備を支援する「石川県なりわい再建支援補助金」の情報提供や申請の支援に取り組んでまいりました。

その結果、3月末で申請が220件、交付決定が85件となっており、引き続き事業者の早期再建に向けて積極的に取り組みます。

また、小規模事業者・中小企業事業者の再建、販路開拓を支援する「小規模事業者持続化補助金(災害支援枠)」、「中小企業者持続化補助金(災害支援枠)」についても、134件の申請、採択が123件となっており、こちらもより強化して取り組んでまいります。

(令和8年3月末現在)

なりわい再建支援補助金		小規模・中小企業者持続化補助金(災害支援枠)	
申請(予定含む)	交付決定	申請(予定含む)	採択
220	85	134	123

8. お客さま本位の業務運営に関する取組み

当金庫は、お客さまの安定的な資産形成の実現に貢献するため、お客さま本位の業務運営を徹底すべく、お客さま本位の業務運営に関する取組方針を制定・公表しております。全役職員がその趣旨を理解し遵守するとともに、取組状況を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行ってまいります。

■お客さま本位の業務運営に関する取組指針

1. **お客さまに対して誠実・公正に業務を行い、お客さまの最善の利益の追求に努めます。**
 - (1) 当金庫は、役職員が高い専門性と職業倫理をもって、お客さまに対して誠実・公正に業務を行い、お客さまの最善の利益の追求に努めます。
 - (2) 当金庫は、お客さまとの面談を通じてコミュニケーションを重ね、お客さまが抱えている課題にともなう向き合い、最適な商品・サービスの提供に努めます。
2. **お客さまの利益が不当に害されることがないように、利益相反の管理を徹底いたします。**
 - (1) 当金庫は、取引における利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反管理規定を定め、利益相反の可能性がある場合には適切に管理を行います。
 - (2) 当金庫は、当金庫のみの利益となるような、特定の運用会社に偏った商品の提案を行いません。
3. **手数料等の重要な情報について、丁寧に分かりやすく説明します。**
 - (1) 当金庫は、金融商品の提案にあたり、リターン・リスク・手数料等の費用など重要な情報について、分かりやすい資料を活用し、お客さまの理解がより深まるよう努めます。
 - (2) 当金庫は、お客さまが意向に沿った商品を容易に選択できるよう、お客さまの金融知識などを考慮したうえで、専門用語を用いず、誤解を招かないよう、お客さまの立場に立った丁寧で分かりやすい説明に努めます。
4. **一人ひとりのお客さまにふさわしい金融商品やサービスの提供に努めます。**
 - (1) 当金庫は、お客さまとの対話を大切に、ライフプランを考慮したうえで、適合性に見合う、一人ひとりのお客さまにふさわしいと考える金融商品やサービスの提供に努めます。
 - (2) 当金庫は、投資信託をご契約いただいているお客さまに対し、定期的なアフターフォローを実施することで、お客さまの課題を確認するとともに、タイムリーな情報の提供に努めます。
 - (3) 当金庫は、お客さまの多様なニーズにお応えできるよう商品ラインナップを構築し、適宜見直しを行います。
 - (4) 当金庫はお客さまの最善の利益を実現するため、金融商品を実際に購入した顧客の属性や反応等についての情報を、組成会社と連携します。
 - (5) 当金庫は、組成会社による金融商品の想定顧客属性を踏まえた上で、自らの責任においてお客さまの適合性を判断し販売します。
5. **お客さま本位の業務運営を実現するため、態勢の整備・職員教育に努めます。**
 - (1) 当金庫は、お客さまに対して、誠実・公正に商品・サービスの提供ができるよう定期的に交渉内容のモニタリングを実施してまいります。
 - (2) 当金庫は、お客さまにふさわしい金融商品やサービスを提供できるよう、コミュニケーション能力、提案能力の向上を図る研修、またコンプライアンス研修を継続的に実施し、人材の育成を図ってまいります。

■共通KPI

投信販売会社における比較可能な共通KPIは以下の通りです。

(1) 運用損益別顧客比率

当金庫で投資信託を保有しているお客さまの内、運用状況がプラス(0%以上)のお客さまは3月末時点で84.3%でした。なお、同比率は令和6年3月末時点で93.5%、令和7年3月末時点で74.6%でした。

令和6年3月末	令和7年3月末	令和8年3月末
93.5%	74.6%	84.3%

(2) 残高上位20銘柄のコスト・リターン/リスク・リターン

投資信託の残高上位20銘柄について、コストに対するリターン、リスクに対するリターンは以下の通りです。

	リターン	コスト	リスク
令和6年3月末	9.77%	1.77%	16.87%
令和7年3月末	14.11%	1.63%	14.30%
令和8年3月末	11.51%	1.53%	15.10%

9. コンプライアンス(法令等遵守)体制

コンプライアンスとは、「法令等遵守」のことで、法令のみならず企業内部の規定、社会的規範などのルールを守るという意味です。

当金庫では、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つであると位置付け、役職員一人ひとりが日々の行動を通じて、お客様や地域社会から親しまれ、信頼され、貢献できる信用金庫になるよう、倫理意識の高揚と法令遵守マインドの向上に努めております。

具体的には、当金庫で策定した「コンプライアンス・マニュアル」の全役職員への周知、年度ごとの実践計画書として「コンプライアンス・プログラム」の策定、庫内研修へのコンプライアンスに関するカリキュラムの組み入れ、毎月の勉強会の実施など、コンプライアンスの徹底に積極的に取り組んでおります。

また、コンプライアンス実現のための組織として、平成11年にコンプライアンス委員会を設置するとともに、各部店の部長・店長をコンプライアンス管理者に任命しました。

■当金庫のコンプライアンス基本方針

1. 健全な事業活動の展開

金庫は、法令やルールを遵守し、社会的規範にもとることのない、健全かつ公正な事業活動を行います。

2. 地域金融機関としての社会への責任

金庫は、地域金融機関としての自覚を持ち、社会的責任と公共的使命を果たします。

3. 質の高いサービスの提供

金庫は、多様化、高度化する顧客ニーズに適した、質の高い金融・非金融サービスを提供いたします。

4. 地域社会とのコミュニケーションの充実

金庫は、経営情報を積極的かつ公正に開示するとともに、ボランティア等の地域貢献活動を推進いたします。

5. 基本的人権の尊重

金庫は、一人ひとりの人権を尊重し、プライバシーを保護するとともに、非合理的なあらゆる差別を行いません。

6. 人材の育成と活用

金庫は、一人ひとりの資質と創造性を生かし、自己実現の機会を提供し支援いたします。

■当金庫の金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供に関する法律及び利用環境の整備に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

金融商品に係る勧誘方針

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

(注) 当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の「企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務」および「個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更」に関しても本勧誘方針を準用いたします。

10. お客様の個人情報保護について

当金庫は、お客様からお預かりしている大切な個人情報について、役職員一人ひとりが法令等に定められたルールを遵守して適正かつ安全な取り扱いに努めます。

そのため役職員全員が「個人情報保護3原則」を周知徹底し、お客様の「信頼と期待」に応えるようお約束いたします。

- 個人情報の正しい取得に努めよう！
- 個人情報の正しい利用に努めよう！
- 個人情報の正しい管理に努めよう！

■当金庫の個人情報保護方針(プライバシーポリシー)

のと共栄信用金庫(以下「当金庫」という。))は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」という。))の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。)、または「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。

- (1)身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるよう変換したデータ <例>顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等
- (2)国・地方公共団体等により利用者等に割り振られる公的な番号 <例>運転免許証番号、パスポート番号、個人番号(マイナンバー)等

2. 個人情報等の取得・利用について

(1)個人情報等の取得

A. 当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするとともに、偽りその他不正の手段により個人情報等取得することはありません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客さまの住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

B. お客さまの個人情報は、

- ①預金口座のご新規申込書等、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
- ②営業店窓口担当者や渉外担当者等が口頭でお客さまから取得した事項
- ③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
- ④電子手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
- ⑤その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2)個人情報等の利用目的

A. 当金庫は、次の業務において、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

B. お客さま本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示・提供することはありません。

C. 個人情報(個人番号を含む場合を除きます)の利用目的(業務内容)

- ①預金業務、為替業務、両替業務、融資業務及びこれらに付随する業務
- ②公共債・投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法令により信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
- ③その他信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む)

(利用目的)

- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ②法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③預金取引や融資取引等における期日管理、継続的なお取引における管理のため
- ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な

範囲で第三者に提供するため

- ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため
- ⑬その他、お客さまとお取引を適切かつ円滑に履行するため(法令等による利用目的の限定)
- ⑭信用金庫法施行規則第 110 条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ⑮信用金庫法施行規則第 111 条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

D. 特定個人情報等の利用目的

- ①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑤預金口座付番に関する事務のため
- ⑥所得税法に基づく不動産取引に関する支払調書作成事務のため
- ⑦所得税法に基づく報酬・料金等の支払調書作成事務のため
- ⑧小規模企業共済契約に係る共済金等請求書類作成事務のため
- ⑨住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑩公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務のため
- ⑪災害時および相続時における預金口座の情報提供に関する事務のため
- ⑫本人特定事項および個人番号の正確性の確保に関する事務のため

(3)ダイレクト・マーケティングの中止

当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客さまから中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客さまは、下記の当金庫相談窓口までお申し出下さい。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客さまの個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

4. 個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等・利用停止等について

- (1)お客さま本人から、当金庫が保有している情報について開示のご請求(第三者提供記録の開示も含みます。)があった場合には、請求者をご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- (2)お客さま本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- (3)お客さま本人から法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止または消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行なったうえで、利用停止または消去を行います。なお、調査の結果、利用停止または消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- (4)お客さまからの個人情報等の利用目的の通知並びに個人情報等の開示及び第三者提供記録の開示のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- (5)以上のとおり、お客さまに関する情報の開示・訂正等、利用

停止等が必要な場合は、下記の当金庫の相談窓口までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客さまの個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

当金庫における個人情報の安全管理措置に関しては、当金庫の内部規定等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

- (1) 個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記の相談窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けています。
- (2) 取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・取扱者およびその任務等について定めています。
- (3) 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員及び当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規定等に違反している事実またはそのおそれを把握した場合の報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。
- (4) 個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。
- (5) 個人データの取り扱う区域において、職員の入室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データの取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
- (6) アクセス制御を実施して、取扱者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

6. 個人情報等の委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客さまの個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- ① キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- ② 定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- ③ ダイレクトメールの発送に関わる事務
- ④ 情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人データの第三者提供について

当金庫は、お客さまから同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示し、原則として書面（電磁的記録を含みます）にて同意をいただくこととします。

また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、① 提供する第三者が所在する外国の名称、② 当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③ 提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報—等について情報提供いたします。

※ 同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨及びその具体的な理由等について、また、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について情報提供できない場合には、情報提供できない旨及びその理由等について情報提供します。この場合、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上記①・②の事項について、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等についての情報提供が可能となった場合には上記③の事項について、お客さまのご依頼に応じて情報提供いたしますのでお申し出ください（ただし、当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除きます）。

8. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客さまからの苦情処理に適切に取り組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当金庫相談窓口までご連絡下さい。

【個人情報等に関する相談窓口】

のと共栄信用金庫 事務管理部

〒926-8601 石川県七尾市桧物町 35 番地

【電話】0767-52-3450（代表） 【fax】0767-52-1305

【E-mail】 jimu@notoshin.co.jp

11. 苦情処理措置・紛争解決措置等のご案内

当金庫は、お客様からの相談・苦情・紛争等（以下「苦情・紛争」という。）を営業店または金庫本部で受け付けさせていただいております。私たち「のとしん」は、お客様の「信頼と期待」に応えるために公平中正な立場で、誠心誠意の対応をさせていただきます。

1. 苦情・紛争の申し出があった場合

お客様から苦情・紛争のお申し出があった場合、その内容を十分にお聞きしたうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。

2. 事実関係に基づく解決

事実関係を把握したうえで、営業店、本部各部等とも連携を図り、迅速かつ公平中正にお申し出事案の適切な解決に努めます。

3. 改善措置と再発防止等の対策

苦情・紛争のお申し出については記録化して保存し、対応結果に基づく改善措置を講じて、再発防止や未然防止に努めます。

4. 苦情・紛争の申し出の方法

当金庫に対する苦情・紛争は、電話・ファクシミリ・eメール・郵便（手紙）・面談等、お客様のご都合のよい方法をお選びいただくようお願いします。

5. 苦情・紛争の申し出先 苦情・紛争は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

のと共栄信用金庫 事務管理部

金庫本部：〒926-8601 石川県七尾市桧物町 35 番地

【電話】0767-52-3450（代表） 【fax】0767-52-1305 【E-mail】 jimu@notoshin.co.jp

受付時間 営業日の午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分までの間（土・日・祝日を除く）

受付媒体：電話・ファクシミリ・eメール・郵便（手紙）・面談

6. 当金庫以外の苦情・紛争の申し出先

当金庫のほか、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」及び北陸地区信用金庫協会が運営する「北陸地区しんきん相談所」等でも苦情・紛争のお申し出を受け付けております。詳しくは上記担当部署にご相談ください。

名 称	全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)	北陸地区しんきん相談所 (一般社団法人北陸地区信用金庫協会)
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7	〒920-0031 石川県金沢市広岡 3-3-11 J.NODE 金沢Ⅳ
電 話 番 号	03-3517-5825	076-261-2836
受 付 日 時 間	月～金(祝日・12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00	月～金(祝日・12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00
受 付 媒 体	電話・手紙・面談	電話・手紙・面談

7. 金沢弁護士会及び東京弁護士会等への相談

金沢弁護士会・福井弁護士会・富山県弁護士会及び東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会(以下、「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。なお、金沢弁護士会・福井弁護士会・富山県弁護士会及び東京三弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。詳しくは事務管理部または上記「全国しんきん相談所」及び「北陸地区しんきん相談所」等へお申し出ください。

名 称	住 所	電話番号	受付時間
金沢弁護士会 紛争解決センター	〒920-0937 金沢市丸の内 7-36	076-221-0242	月～金 (祝日、年末年始を除く) 10:00～17:00
福井弁護士会	〒910-0004 福井市宝永 4-3-1	0776-23-5255	月～金 (祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00
富山県弁護士会 紛争解決センター	〒930-0076 富山市長柄町 3-4-1	076-421-4811	月～金 (祝日、年末年始を除く) 10:00～16:00
東京弁護士会 紛争解決センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	03-3581-0031	月～金 (祝日、年末年始を除く) 9:30～12:00、13:00～15:00
第一東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	03-3595-8588	月～金 (祝日、年末年始を除く) 10:00～12:00、13:00～16:00
第二東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	03-3581-2249	月～金 (祝日、年末年始を除く) 9:30～12:00、13:00～17:00

8. 苦情・紛争の現地調停及び移管調停

東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、当金庫事務管理部、金沢弁護士会、福井弁護士会、富山県弁護士会、東京三弁護士会、全国しんきん相談所及び北陸地区しんきん相談所にお尋ねいただくか、金沢弁護士会、福井弁護士会、富山県弁護士会、東京三弁護士会または当金庫のホームページをご覧ください。

当金庫ホームページ <https://www.shinkin.co.jp/notoshin/>

(1) 現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人が(テレビ)会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客さまは、金沢弁護士会の紛争解決センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とは(テレビ)会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。

(2) 移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

例えば、〇〇弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

9. 当金庫の苦情・紛争の対応

当金庫は、「お客様サポート等管理規程」及び「金融商品等の取引に係る紛争事務等管理規程」等を制定して、お客様からの苦情・紛争のお申し出に迅速かつ公平中正に対応するため、金融ADR(裁判外紛争解決)制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して適切に苦情・紛争の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めます。

12. 反社会的勢力の取引遮断について

当金庫では、暴力団や暴力団組員を中核とする反社会的勢力との取引の遮断について、反社会的勢力に対する基本方針や遮断手続きに関する規程および要領を制定し、取組みの責任体制を確立して、その運用について職員一人ひとりに周知徹底を図り、反社会的勢力との金融取引の遮断態勢を確保し鋭意取組みをしております。

- (注) ① 反社会的勢力とは、暴力団・暴力団員(「暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者」を含む。)・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動標榜ゴロ・特殊知能暴力集団等・その他これらに準ずる者を言います。
② 遮断とは、金融取引を謝絶し、排除することです。

■当金庫の反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

その一 私たちは、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。

その二 私たちは、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。

その三 私たちは、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。

その四 私たちは、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

その五 私たちは、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

13. マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融に関する取組み

当金庫は、「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融」(注)の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、事務管理部を統括部署、事務管理部統括役員を責任者として定めるとともに、当金庫が直面するリスクを適切に評価し、リスクに応じた対策も実施し、金融システムの健全性の維持に努めております。なお、当金庫のマネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシーは、以下のとおりです。

(注)「マネー・ローンダリング」とは、犯罪によって得た収益をその出所や真の所有者を分らないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為を指します。

「テロ資金供与」とは、テロ行為の実行資金やテロ組織の活動資金等のために、資金等を調達・移動・保管・使用することを指します。

「拡散金融」とは、「大量破壊兵器(核・化学・生物兵器)等の開発、保有、輸出等に関与するとして資産凍結等措置の対象者となっている者に、資金または金融サービスの提供をする行為」を指します。

■当金庫のマネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシー

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融(以下、「マネロン等」という。)の防止に向け、適用される関係法令を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次のとおり定め、管理態勢を整備します。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシー

1. 運営方針

当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、及びリスクの特定・評価・低減に係る各種取組みを主導します。

2. 管理態勢

当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の主管部を設置し、専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、国によるリスク評価(犯罪収益移転危険度調査書)及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。

また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特定をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点を踏まえてリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

新規取引開始時及び顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。

5. 疑わしい取引の届出

営業店の報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。

6. 経済制裁及び資産凍結

取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

マネロン等リスク管理態勢について、主管部による検証に加え独立した内部監査部門による監査を定期的に行い、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。

9. 顧客からの理解促進

新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取組みます。

14. リスク管理体制に関する事項

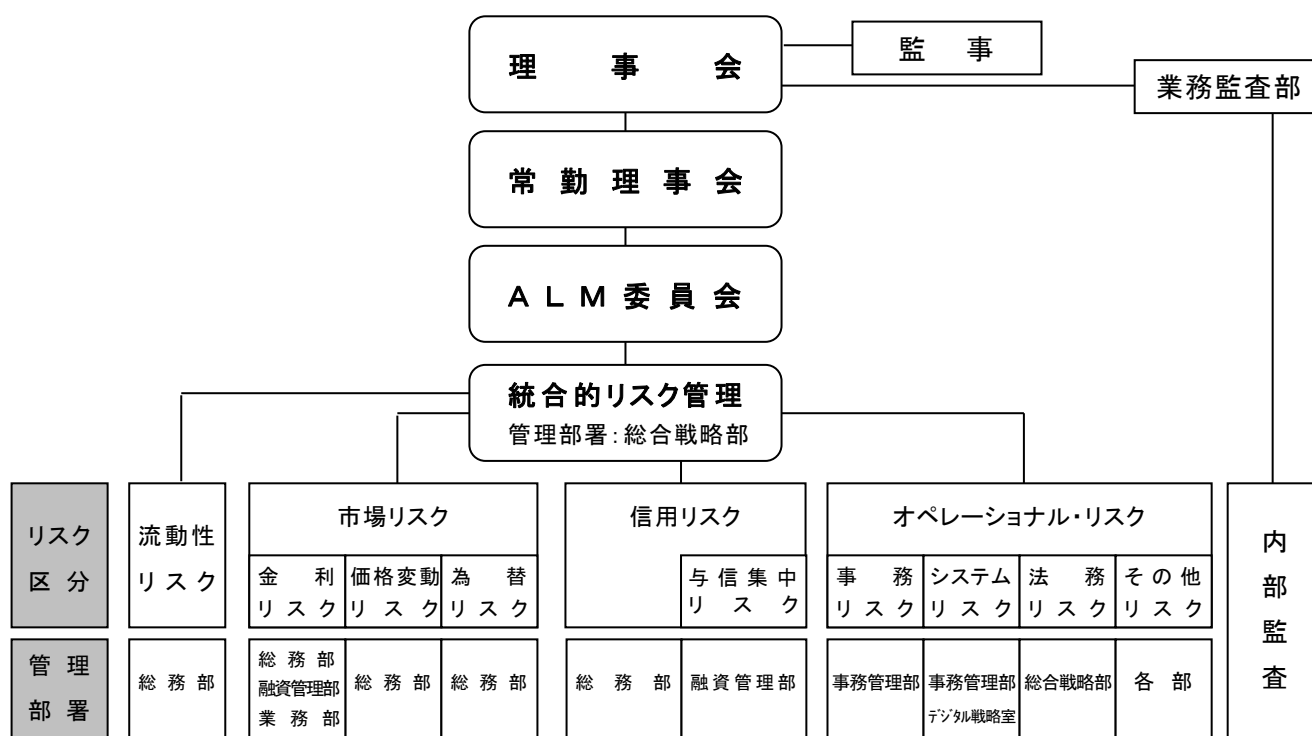
■リスク管理の基本方針

令和6年能登半島地震による影響が長期間に及ぶ懸念、政策金利引上げによる各種金利の変化など、金融機関を取り巻く環境は更に複雑化・多様化し、経営におけるリスク管理の重要性が飛躍的に高まっております。今後も地域の金融機関として信頼をいただき、地域社会に貢献していくためには、従来以上に適切なリスク管理を行っていくことが、当金庫の経営の最重要課題であると捉えております。

当金庫は、多様なリスクの正確な把握と適切な管理・運営が、適正な業務の遂行と収益力の向上には不可欠なものと考え、「リスク管理規程」及びリスク領域別の「リスク管理要領」の定めに基づき、常勤理事会やALM委員会を中心に、リスク管理体制の整備に積極的に取り組んでおります。

当金庫では、想定されるリスクを信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク及び流動性リスクに大別し、これらを管理対象としております。このうち、信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクの一部については、それぞれ個別の方法で評価したうえで、リスクを総体的に捉え、経営体力（自己資本）との比較、対照により、経営体力に応じた一定のリスクをとることで、適正な収益の確保を目指しております。また、流動性リスクとオペレーショナル・リスクについては、その規模や特性に応じた適切な管理を行うことにより、顕在化の未然防止と極小化に努めております。

■リスク管理体制図



15. 自己資本に関する事項

■自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域のお客様による普通出資金及び非累積的優先出資金、更に当金庫が積み立てているもの等です。

■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本比率は、金融機関の健全性を評価するうえで最も重要な指標ですが、当金庫の自己資本比率は国内基準である4%を大幅に上回っており、経営の健全性・安全性を充分保持していると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策と考えております。

■単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項

自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	15,982	26,059
うち、出資金及び資本剰余金の額	705	10,277
うち、利益剰余金の額	15,320	15,806
うち、外部流出予定額(△)	20	20
うち、上記以外に該当するものの額	△22	△5
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	925	901
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	925	901
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	16,907	26,960
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	113	124
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	113	124
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	113	124
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	16,794	26,835
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	130,405	124,186
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	6,525	6,485
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	136,931	130,672
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	12.26%	20.53%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

■定量的な開示事項

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計額	130,405	5,216	124,186	4,967
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	116,749	4,669	108,468	4,338
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	2,938	117	1,434	57
地方三公社向け	1	0	70	2
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	14,850	594	19,378	775
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	930	37	929	37
カード・ポスト向け	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権を含む。)	43,497	1,739	36,788	1,471
特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	20,839	833	16,630	665
トラザクター向け	896	35	886	35
不動産関連向け	15,293	611	16,293	651
自己居住用不動産等向け	4,427	177	4,915	196
賃貸用不動産向け	9,523	380	10,077	403
事業用不動産関連向け	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC 向け	1,343	53	1,301	52
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	6,571	262	5,477	219
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	179	7	58	2
取立未済手形	22	0	14	0
信用保証協会等による保証付	4,002	160	4,063	162
株式会社地味密着活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	1,606	64	971	38
上記以外	6,946	277	7,286	291
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかつた部分に係るエクスポージャー	2,028	81	2,028	81
特定項目のうち調整項目に算入されなかつた部分に係るエクスポージャー	2,387	95	2,631	105
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	2,530	101	2,627	105
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC 要件適用分	—	—	—	—
短期 STC 要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	13,214	528	15,426	617
リスク・スレー方式	13,214	528	15,426	617
マニフェスト方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかつたものの額	—	—	—	—
⑥O/V・リスク相当額をパーセントで除して得た額(簡便法)	440	17	291	11
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額	6,525	261	6,485	259
BI	4,155	—	4,323	—
BIC	498	—	518	—
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	136,931	5,477	130,672	5,226

(注) 1. 所要自己資本額＝リスク・アセット等 × 4 %

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

5. 当金庫は、標準的計測手法かつ ILM を「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

6. 単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額) × 4 %

16. 信用リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、お取引先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少あるいは消滅し、当金庫が損失を被るリスクのことです。

当金庫では、信用リスクを「当金庫が管理すべき最重要のリスク」とあるとの認識のもと、年度ごとに与信業務における基本方針や具体的運用方針を明示した「信用リスク管理方針」を策定し、広く役職員に理解と遵守を促すと共に、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。信用リスクの評価につきましては、「資産の自己査定基準書」に則り厳格な自己査定を実施し、さらに信用リスク管理の高度化に向け、インフラ整備等をすすめてまいります。

なお、貸倒引当金は、「償却・引当基準」に則り、債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど適正に計上しております。

■リスク・ウエイトの判定に使用する適合格付機関

リスク・ウエイトとは、債権の危険度を表す指標で、自己資本比率を算出する際の分母に相当する額(リスク・アセット額)を求めるために使用する資産や債務者の種類毎の掛目の事です。自己資本比率の算出には、予め定められたリスク・ウエイトを使用する標準的手法と金融機関の内部格付に基づきリスク・ウエイトを決定する内部格付手法があります。標準的手法を採用する金融機関については、リスク・ウエイトの判定に適合格付機関の信用評価(外部格付)の区分毎に定められたリスク・ウエイトを使用することになります。

当金庫は、「標準的手法」を採用しており、エクスポージャーの種類ごとに適合格付機関の使い分けは行っておりません。

■リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円、%)

令和6年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	207,355	1,638	10	235,925
40%～70%	52,860	45,084	10	27,208
75%	24,537	10,109	29	26,574
80%	—	—	—	—
85%	31,409	5,494	31	33,113
90%～100%	29,841	3,776	39	30,490
105%～130%	6,033	—	—	6,033
150%	3,510	139	11	3,444
250%	955	—	—	955
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	356,504	66,243	16	363,745

(単位:百万円、%)

令和7年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	230,440	15,624	10	248,521
40%～70%	50,187	31,386	10	20,137
75%	33,856	6,554	19	24,025
80%	—	—	—	—
85%	26,323	5,247	28	26,457
90%～100%	17,569	4,729	27	13,583
105%～130%	7,866	353	100	8,107
150%	2,823	108	12	2,624
250%	1,052	—	—	—
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	370,119	64,006	14	343,458

(注)「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

■信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高

業種別及び残存期間別

(単位: 百万円)

エクスポージャー 区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞エク スポー ジャー	
			貸出金、コミットメント 及びその他のデリ バティブ以外のオ フ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度
製 造 業	19,802	18,642	14,058	13,502	5,000	4,700	—	—	642	645
農 業、林 業	891	774	891	774	—	—	—	—	19	18
漁 業	162	140	162	140	—	—	—	—	40	21
鉱業、採石業、 砂利採取業	—	159	—	159	—	—	—	—	—	—
建 設 業	18,243	17,148	17,522	16,539	600	600	—	—	407	315
電 気・ガ ス・ 熱 供 給・水 道 業	6,041	5,701	520	501	5,500	5,199	—	—	—	—
情 報 通 信 業	990	1,391	269	294	600	1,000	—	—	—	—
運輸業、郵便業	5,232	5,054	4,022	3,659	1,201	1,375	—	—	92	29
卸売業、小売業	13,597	13,202	12,463	12,292	1,000	900	—	—	688	530
金融業、保険業	94,355	104,668	11,329	10,297	7,899	6,999	—	—	—	0
不 動 産 業	25,742	24,566	24,204	23,155	1,397	1,398	—	—	532	410
物 品 質 貸 業	565	708	565	708	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス業	5,280	4,938	5,075	4,936	—	—	—	—	14	13
宿 泊 業	6,425	7,297	6,425	7,297	—	—	—	—	2,679	2,662
飲 食 業	6,784	6,931	6,784	6,931	—	—	—	—	314	229
生活関連サー ビス業、娯 楽	4,224	3,879	3,993	3,673	200	200	—	—	174	206
教育、学習支援業	962	1,154	962	1,154	—	—	—	—	35	7
医 療、福 祉	5,981	5,554	5,981	5,554	—	—	—	—	111	89
その他のサービス	9,589	9,223	9,559	9,199	—	—	—	—	126	123
国・地方公共団体等	71,417	80,029	29,205	41,911	42,208	38,116	—	—	—	—
個 人	32,622	32,658	32,622	32,658	—	—	—	—	254	222
そ の 他	38,813	36,387	1,468	825	15,318	13,818	—	—	—	—
業 種 別 合 計	367,728	380,214	188,089	196,170	80,926	74,308	—	—	6,133	5,527
1 年 以 下	36,885	42,921	29,078	27,446	5,414	364	—	—		
1 年 超 3 年 以 下	33,855	34,324	8,668	13,619	987	5,704	—	—		
3 年 超 5 年 以 下	38,785	32,437	20,087	19,890	11,483	11,082	—	—		
5 年 超 7 年 以 下	26,268	24,989	19,946	18,521	4,827	4,224	—	—		
7 年 超 1 0 年 以 下	65,032	70,307	47,426	45,058	10,690	20,132	—	—		
1 0 年 超	106,160	103,353	61,155	70,568	32,204	18,982	—	—		
期 間 の 定 め の な い も の	60,740	71,880	1,725	1,064	15,318	13,818	—	—		
残存期間別合計	367,728	380,214	188,089	196,170	80,926	74,308	—	—		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失に伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産、その他資産などが含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

※当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和6年度	886	925	—	886	925
	令和7年度	925	901	—	925	901
個別貸倒引当金	令和6年度	5,820	5,167	350	5,469	5,167
	令和7年度	5,167	5,843	79	5,088	5,843
合 計	令和6年度	6,706	6,092	350	6,355	6,092
	令和7年度	6,092	6,745	79	6,013	6,745

(注)当金庫では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

■業種別の個別貸倒引当金の残高及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

	個 別 貸 倒 引 当 金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度
製 造 業	573	489	489	549	—	—	573	549	489	549	—	—
農 業、林 業	36	13	13	1	1	11	35	1	13	1	3	11
漁 業	14	12	12	13	—	—	14	13	12	13	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	365	218	218	265	88	1	277	265	218	265	40	1
電 気・ガ ス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	119	17	17	7	45	—	74	7	17	7	45	—
卸売業、小売業	708	532	532	526	28	1	680	526	532	526	405	1
金融業、保険業	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0	—	—
不 動 産 業	130	50	50	46	20	1	110	46	50	46	25	1
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
各 種 サービス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス業	35	28	28	28	—	0	35	28	28	28	1	0
宿 泊 業	2, 186	2, 474	2, 474	3, 113	55	—	2, 131	3, 113	2, 474	3, 113	55	—
飲 食 業	254	173	173	149	57	0	197	149	173	149	56	0
生活関連サー ビス業、娯楽業	210	117	117	139	53	—	157	139	117	139	53	—
教育、学習支援業	—	19	19	49	—	—	—	49	19	49	—	—
医 療、福 祉	578	519	519	530	—	—	578	530	519	530	—	—
その他のサービス	297	245	245	164	—	60	297	164	245	164	—	60
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	306	255	255	257	—	2	306	257	255	257	0	2
合 計	5, 820	5, 167	5, 167	5, 843	350	79	5, 469	5, 088	5, 167	5, 843	687	79

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

※当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和6年度					
現金	3, 549	—	3, 549	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	31, 433	—	31, 433	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	45, 343	—	45, 343	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	18, 824	—	18, 824	—	2, 938	16%
地方三公社向け	7	—	7	—	1	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	66, 683	1, 488	66, 673	1, 470	14, 850	22%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	4, 085	20	4, 075	2	930	23%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	57, 589	9, 037	56, 224	3, 064	43, 497	73%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	32, 733	54, 852	31, 679	5, 041	20, 839	57%
トランザクター向け	—	44, 622	—	2, 746	896	33%
不動産関連向け	24, 778	7	24, 721	7	15, 293	62%
自己居住用不動産等向け	11, 528	—	11, 504	—	4, 427	38%
賃貸用不動産向け	12, 354	7	12, 320	7	9, 523	77%
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC向け	895	—	895	—	1, 343	150%
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	5, 983	694	5, 959	152	6, 571	107%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	346	—	346	—	179	52%
取立未済手形	111	—	111	—	22	20%
信用保証協会等による保証付	33, 450	163	33, 450	16	4, 002	12%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	1, 606	—	1, 606	—	1, 606	100%
合計					109, 802	

(注)1.「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2.「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和7年度					
現金	4, 611	—	4, 611	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	47, 141	—	47, 141	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	55, 300	—	55, 300	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	14, 614	—	14, 614	—	1, 434	10%
地方三公社向け	353	—	353	—	70	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	63, 718	20	63, 708	2	19, 378	22%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	4, 085	20	4, 075	2	929	23%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	52, 694	9, 899	51, 233	2, 811	36, 788	68%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	32, 748	52, 644	31, 578	3, 928	16, 630	47%
トランザクター向け	—	43, 690	—	2, 688	886	33%
不動産関連向け	26, 896	797	26, 834	797	16, 293	60%
自己居住用不動産等向け	12, 879	—	12, 860	—	4, 915	38%
賃貸用不動産向け	13, 149	797	13, 106	797	10, 077	72%
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC向け	867	—	867	—	1, 301	150%
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	5, 627	497	5, 597	84	5, 477	96%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	88	—	88	—	58	67%
取立未済手形	71	—	71	—	14	20%
信用保証協会等による保証付	33, 939	147	33, 939	14	4, 063	12%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	747	—	747	—	97	130%
合計					101, 182	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0 %	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和6年度															
現金	3,549	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	31,433	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	45,343	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	1,183	16,335	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	62,567	—	4,104	—	—	—	70	—	—	901	—	500	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	4,077	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カード・ポイント向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—	6,399	—	—	—	—	—	—	—	—	10,198	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,746	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,746	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	704	284	2,762	—	593	—	669	—	1,822	1,271	—	1,246	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	704	284	1,275	—	—	—	669	—	—	1,271	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	1,428	—	593	—	—	—	1,822	—	—	1,246	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	325	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	111	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	33,466	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域密着活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	81,510	49,802	—	69,791	284	6,867	—	593	—	739	—	4,568	12,696	—	1,746	—

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和6年度															
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,549
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	31,433
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	45,343
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	1,305	—	—	—	—	—	—	—	—	18,824
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	68,144
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,077
カード・ポスト向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—	31,409	—	—	11,280	—	—	—	—	—	—	—	—	59,288
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	25,764	—	—	—	—	8,210	—	—	—	—	—	—	—	—	36,721
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,746
不動産関連向け	7,298	1,067	—	—	—	—	—	6,033	—	—	—	973	—	—	—	24,728
自己居住用不動産等向け	7,298	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11,504
賃貸用不動産向け	—	1,067	—	—	—	—	—	6,033	—	—	—	135	—	—	—	12,327
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	895	—	—	—	895
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	3,178	—	—	—	—	2,609	—	—	—	6,112
自己居住用不動産等向け(エクスポージャーに係る延滞)	—	—	—	—	—	—	346	—	—	—	—	—	—	—	—	346
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	111
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	33,466
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	1,606	—	—	—	—	—	—	—	—	1,606
合計	7,298	26,832	—	31,409	—	—	25,927	6,033	—	—	—	3,582	—	—	—	329,685

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	O %	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和7年度															
現金	4,611	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	47,141	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	55,300	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	268	14,345	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	353	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	55,045	—	8,093	—	—	—	72	—	—	—	—	500	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	3,000	—	1,004	—	—	—	72	—	—	—	—	—	—
カード・ポンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	499	—	—	6,888	—	—	—	—	—	—	—	—	9,198	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	2	—	11,209	—	—	—	—	—	—	—	1,395	111	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	1,292	—	—	—	—	—	—	—	1,395	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	6,902	141	2,103	—	775	—	505	—	2,267	630	—	1,499	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	6,902	141	737	—	—	—	505	—	—	630	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	1,366	—	775	—	—	—	2,267	—	—	1,499	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	201	—	—	—	—	—	—	—	—	590	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	12	—	22	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	71	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	18,558	15,395	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地蔵密着活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	126,379	29,756	—	80,694	141	10,197	—	775	—	577	—	3,663	10,530	—	1,999	—

(単位:百万円)

	資産の額及び信用相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和7年度															
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,611
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	47,141
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	55,300
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14,614
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	353
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	63,710
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,077
カード・ポスト向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—	26,457	—	—	10,200	—	—	—	800	—	—	—	—	54,044
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	22,719	—	—	—	—	67	—	—	—	—	—	—	—	—	35,506
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,688
不動産関連向け	3,943	1,305	—	—	—	—	—	6,560	—	—	—	996	—	—	—	27,632
自己居住用不動産等向け	3,943	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12,860
賃貸用不動産向け	—	1,305	—	—	—	—	—	6,560	—	—	—	129	—	—	—	13,903
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	867	—	—	—	867
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	3,262	—	—	—	—	1,628	—	—	—	5,681
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	53	—	—	—	—	—	—	—	—	88
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	71
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	33,953
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	747	—	—	—	—	747
合計	3,943	24,025	—	26,457	—	—	13,583	6,560	—	—	1,547	2,624	—	—	—	343,458

17. 信用リスク削減手法に関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、信用リスク・アセット額の算出にあたり、一定の要件を満たす担保、保証等について、一定の範囲で削減額を資産から控除することにより、信用リスク・アセット額を軽減することが出来る手法のことです。

なお、お客様から担保・保証をいただく際には、説明義務を果たす一方で、融資に際しては過度に担保・保証に依存しない審査に努めております。

当金庫では、以下の手法を採用しております。

1. 適格金融資産担保

定期預金及び定期積金を担保としている貸出金について、担保額を信用リスク削減額としております。担保額については貸出債権残高を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛込残高の範囲内としております。

2. 貸出金と自金庫預金との相殺

信用リスク削減の計算上、ご融資先毎に担保に供していない預金の一部を貸出債権と相殺しております。相殺に使用する預金の種類は、一定の要件を満たす定期預金及び定期積金としております。

3. 保証

国、地方公共団体、政府関係機関等及び一定以上の格付が適格格付機関により付与されている法人が保証している保証債権（保証される部分に限る）について、原資産及び債務者のリスク・ウエイトに代えて当該保証人のリスク・ウエイトを適用しております。

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,756	2,882	17,385	18,476	—	—

（注）当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

18. 市場リスクに関する事項

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等のさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産（オフバランス資産を含む）の価値が変動し、損失を被るリスクのことをいいます。

■リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、市場リスクについて、経営体力や管理能力等に見合ったリスク管理を行うことにより、適正な収益を確保することを基本方針としております。

リスク・ファクターの変動に対しては、的確かつ迅速なリスク判断を行うためにALM委員会を設置し、資産・負債の総合管理を実施しております。具体的には、金利予測を柱に調達と運用の資金計画に対する予測、その予測と実績の差異などを総合的に把握し、市場リスクや流動性リスクを管理しつつ収益機会を的確に捉える方法等を検討し、検討内容については定期的に常勤理事会に報告しております。加えて、リスク管理部署である総務部がリスク量の計測を行っているほか、一定の限度枠が必要と判断される運用商品については枠の設定を行い、その遵守状況をモニタリングするとともに、定期的にALM委員会へ報告しております。

リスク量については、バリュー・アット・リスク（VaR）等により計量化しており、損益に影響を及ぼす可能性のある事象については、シミュレーションを実施し、将来の収益見通しに役立てております。

19. 流動性リスクに関する事項

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出により決済資金等必要な資金が確保できなかったり、資金の確保において、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスクのことをいいます。

■リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、市場での著しく不利な価格での取引を余儀なくされないことがないよう、市場の状況を適切に把握し対応するとともに、資金の調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰り体制を整備することを基本方針としております。

日々の資金繰りについては、即時に換金できる流動性の高い資金（支払準備資産）が、預金残高の一定水準以上を維持するよう管理しております。また、緊急時の資金調達手段として、信金中央金庫に資金を預けるなど、十分な支払準備資産を確保し不測の事態に備えております。

20. オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の内部管理体制の不備やシステムトラブルによる事故、災害等の外生的な事象から生じる損失に係るリスクのことで、事務リスク、システムリスク、法務リスク等のリスクをいいます。

当金庫では、お客さまに安心してお取引いただくために、事務リスクとシステムリスクについては特に重要度の高いリスクであると認識しております。

事務リスクとは、事務処理におけるミスや事故、不正等により損失を被るリスクのことです。また、システムリスクとは、情報システムの障害または誤作動、システムの不備、災害、不正利用等により損失を被るリスクのことです。

■事務リスク管理の方針および手続の概要

当金庫では、常に事務リスクの所在を把握し、内部規程等の整備や事務指導により厳正な事務管理を行うことを基本方針としております。

多様化、複雑化する業務に適切に対処し、想定される事務リスクを未然に回避するために、規程の整備を図るとともに、業務監査部による臨店監査、営業店による店内検査、主管部署による事務取扱指導、相互牽制チェック体制など万全の内部事務管理を行い、事務の正確性の維持と事故防止に努めております。

■システムリスク管理の方針および手続の概要

当金庫では、金庫が保有する情報とその情報を保護するシステムについて適切に管理する体制を整備することを基本方針としております。

業務のIT化が進展するなか、情報システムは金庫の業務運営に欠かせない存在です。当金庫は「しんきん共同センター」に加盟しており、システム面において大規模災害にも耐えうる安全性を確保しており、正確で迅速なサービスが可能な体制となっております。情報システムの運用にあたっては、要員の過失や不正利用等を防止する観点から、各種規程、マニュアル等を制定し、これらに即した管理を行っております。また、「情報資産保護に関する基本方針（セキュリティポリシー）」を定め、お客様のデータ保護等に関する管理体制の充実に努めております。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出方法の概要

①オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫では、「標準的計測手法」により、オペレーショナル・リスク相当額を算出しております。

②BIの算出方法

金利要素（預金業務等の規模部分）（ILDC）、役務要素（役務取引等の規模部分）（SC）、金融商品要素（金融商品取引の規模部分）（FC）の直近3年間の平均値の合計から算出しております。

③ILMの算出方法

当金庫のBIは1,000億円以下であり、ILMは「1」を用いております。

④オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無該当ございません。

⑤オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無該当ございません。

■オペレーショナル・リスク相当額

（単位：百万円）

	令和6年度	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額	498	518

21. 金利リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在しているなかで、金利が変動することによって受ける現在価値の変動や将来の収益性に対する影響を指します。

当金庫は、金利リスクに対する定期的な計測・評価を行い、適切な管理を行うことを基本方針としております。金利リスクを適正に把握し、経営体力（自己資本）に応じて一定のリスクをとることにより、適正な収益を確保することを目指しております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した銀行勘定の金利リスク量を測定し、ALM委員会で協議、検討するとともに、常勤理事会へ報告するなど、金利リスクのコントロールに努めております。

■銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

銀行勘定の金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより被るリスク量をみるもので、当金庫では、四半期ごとにΔ EVE（金利変動に対する経済的価値の減少額）をリスク量として算出しております。

また、当金庫では、明確な金利改定間隔がなく、お客様のご要望によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間滞留する預金をコア預金と定義し、要求払預金の額の50%相当額を平均2.5年の満期とみなしリスク量を算出しております。

■金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

(単位:百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ NII	
		令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度
1	上方平行シフト	10,171	11,156	695	768
2	下方平行シフト	—	—	△656	△459
3	スティープ化	8,137	8,546		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	1,245	1,264		
6	短期金利低下	—	—		
7	最大値	10,171	11,156	695	768
		ホ		ヘ	
		令和7年度		令和6年度	
8	自己資本の額	26,835		16,794	

22. 派生商品取引及び長期決済期間取引に関する事項

当金庫では、当該取引は行っておりません。

23. 証券化エクスポージャーに関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、投資家として証券化商品への投資を行っており、適格格付機関が付与した格付を参考に、投資適格格付とされるBBB格以上の商品へ投資する等、元本の安全性に配慮した投資を行っております。

■信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、「標準的手法」を採用しております。

■証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

■当金庫がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫では、当該取引は行っておりません。

■当金庫が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）（単位：百万円）

	令和6年度	令和7年度
証券化エクスポージャーの額	—	—
（i）カードローン	—	—
（ii）住宅ローン	—	—
（iii）自動車ローン	—	—

b. 再証券化エクスポージャー

当金庫では、当該取引は行っておりません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分（％）	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
0％～ 15％未満	—	—	—	—
15％～ 50％未満	—	—	—	—
50％～ 100％未満	—	—	—	—
100％～ 250％未満	—	—	—	—
250％～ 400％未満	—	—	—	—
400％～1, 250％未満	—	—	—	—
1, 250％	—	—	—	—
（i）カードローン	—	—	—	—
（ii）住宅ローン	—	—	—	—
（iii）自動車ローン	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

（注）1. 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4％

ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

2. 「1,250％」欄の（i）～（iii）は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

b. 再証券化エクスポージャー

当金庫では、当該取引は行っておりません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

当金庫では、当該取引は行っておりません。

24. 株式等エクスポージャーに関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、株式等について経営体力や管理能力等に見合ったリスク管理を行うことにより適正な収益を確保することを基本方針としております。

保有する株式については、市場価格の変動によって資産価値が減少した場合に損失を被るリスク、いわゆる価格変動リスクが伴います。当金庫では、上場株式については日々評価額を把握し、非上場株式等については、財務諸表や運用報告を基にした評価を適宜実施する等、内部規定に基づき適正な運用管理を行っております。

価格変動に伴う予想損失額の算出については、バリュー・アット・リスク（VaR）法により計測を行い、リスク管理部署である総務部が、金利リスクと併せて管理し、定期的にALM委員会で討議、検討するとともに、常勤理事会へ報告しております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、内部規定及び一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い適正な処理を行っております。

■株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

			売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの					その他有価証券で時価のないもの等
					貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価 (償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額	
				うち益					うち損	
上場株式	令和6年度	—	—	1,349	1,440	90	126	35	—	
	令和7年度	—	—	488	612	124	131	7	—	
非上場株式等	令和6年度	—	—	167	168	1	1	—	2,191	
	令和7年度	—	—	167	159	△8	—	8	2,200	
合 計	令和6年度	—	—	1,516	1,608	92	127	35	2,191	
	令和7年度	—	—	655	771	115	131	16	2,200	

(注)1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「非上場株式等」は、非上場株式のほか信金中央金庫出資金、投資事業有限責任組合出資持分です。

■子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

		貸借対照表計上額	時 価	差 額		
				うち益	うち損	
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	令 和 6 年 度	10	10	—	—	—
	令 和 7 年 度	10	10	—	—	—
関連法人等株式	令 和 6 年 度	—	—	—	—	—
	令 和 7 年 度	—	—	—	—	—
合 計	令 和 6 年 度	10	10	—	—	—
	令 和 7 年 度	10	10	—	—	—

(注)時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

■株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

		売却額			株式等償却
			売却益	売却損	
株式等エクスポージャー	令 和 6 年 度	3,553	442	91	0
	令 和 7 年 度	2,863	465	49	0

25. 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の状況

(単位:百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度
破 産 更 生 債 権 及 び こ れ ら に 準 ず る 債 権	4, 261	4, 756
危 険 債 権	11, 082	11, 018
要 管 理 債 権	191	153
三 月 以 上 延 滞 債 権	18	21
貸 出 条 件 緩 和 債 権	172	132
小 計 (A)	15, 535	15, 928
保 全 額 (B)	12, 413	13, 255
個 別 貸 倒 引 当 金 (C)	5, 152	5, 833
一 般 貸 倒 引 当 金 (D)	19	19
担 保 ・ 保 証 等 (E)	7, 241	7, 403
保 全 率 (B) / (A)	79. 90%	83. 22%
引 当 率 ((C) + (D)) / ((A) - (E))	62. 35%	68. 65%
正 常 債 権 (F)	171, 187	179, 535
総 与 信 残 高 (A) + (F)	186, 723	195, 463

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「個別貸倒引当金」(C)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7. 「一般貸倒引当金」(D)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8. 「担保・保証等」(E)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9. 「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

26. 総代会

■総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。従って、会員は出資口数に関係なく一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで当金庫では、会員の総意を適正に反映し充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。従って総代会は、総会と同様、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

■総代の選任方法

総代は会員の代表として会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は総代候補者選考基準に基づき次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する。
(異議があれば申し立てる)

(注)総代候補者選考基準

- ・当金庫の会員であること
- ・地域における信望が厚く、総代として相応しい人
- ・良識をもって正しい判断ができる人
- ・人格・識見に優れ、金庫の理念・使命をよく理解している人
- ・緊密な取引関係を有し、金庫の発展に協力的な人
- ・その他総代候補者選考委員が適格と認めた人

■総代の任期と定数

総代の任期は3年と定められています。

総代の定年は80歳と定められています。

総代の定数は100人以上130人以下で、会員数に応じて選任区域ごとに定められています。

なお、令和8年7月1日現在の総代数は105人で、会員数は26,099人です。

■第111期通常総代会の決議事項(令和8年6月19日開催)

第111期通常総代会において次の事項が付議され、それぞれ原案どおり承認されました。

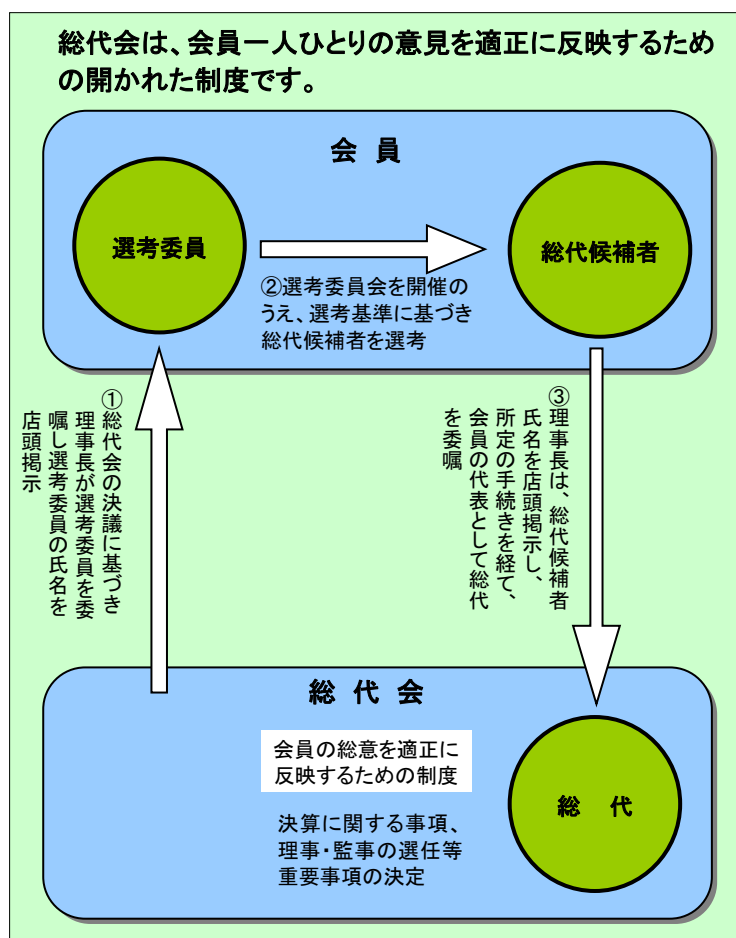
報告事項 第111期業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

決議事項 第1号議案 第111期剰余金処分(案)承認の件

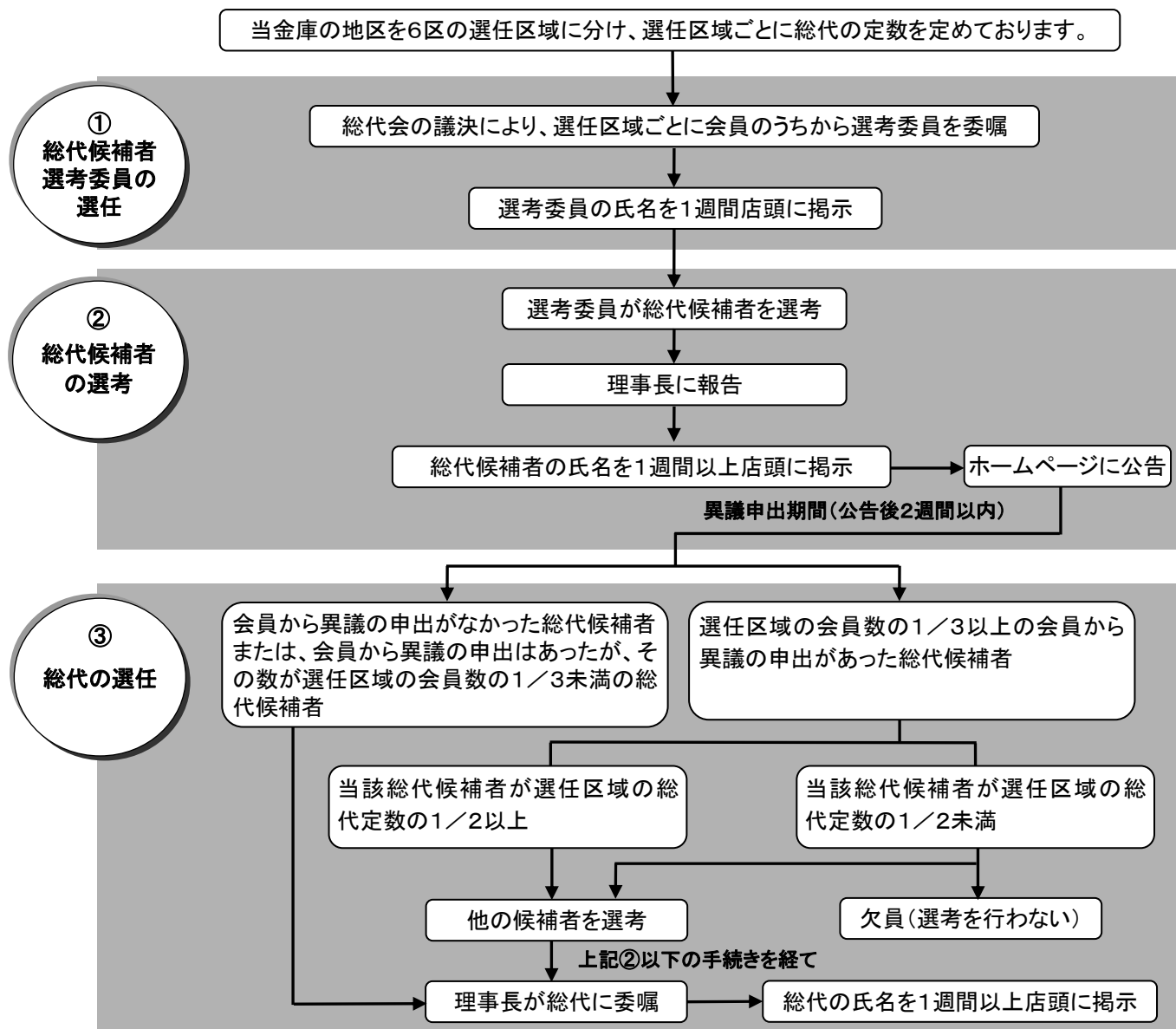
第2号議案 会員の除名の件

第3号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件

第4号議案 役員賞与支給の件



■総代が選任されるまでの手続きについて



※上記フロー図は、当金庫定款において定めている総代選考手続きに基づいております。

【総代名簿】 令和8年7月1日現在

第1区	所司 久雄⑩	春木 直樹①	摩郷 則雄⑦	吉田 良雄①	重村 徹②	米林 和義⑤	地域を限定しない総代
青木 崇浩①	白井 修②	肥田 悦和③	松本 久男⑧	第4区	島畑 健二①	第6区	家村 静江⑦
赤 喜久造②	杉原 省⑨	帽子山 定雄⑥	三浦 雄二⑨	浅田 国洋①	瀬戸 和夫③	木村 宗久①	石田 章①
今井 富夫③	千場 和広⑤	宮崎 博②	南 哲郎⑭	表 守活⑤	田内 満喜夫⑧	徳野 光春⑥	入井 勝巳⑥
井村 能尚⑥	高澤 良英⑫	宮本 徹⑥	宮下 新市⑦	長田 健治⑥	高木 益晶③	渡邊 晃彦⑥	岡田 公美①
浦部 隆博③	瀧川 光明⑤	谷内 博之①	宮地 治②	廣瀬 啓介①	田中 泰⑧		小倉 一夫③
圓山 寛人⑤	田村 行利③	山口 宗大③	第3区	松本 啓志④	端保 聡②		神野 正博⑦
大星 三千代①	戸田 充②	第2区	稲村 一成⑦	山名 知純⑭	苗加 信勝⑦		桑原 了子⑦
勝山 一⑦	中橋 景次①	池田 政基①	今井 淳一⑤	山本 利也⑦	架谷 彰宣②		杉野 哲也⑤
壁屋 俊夫⑩	中島 忠重③	今本 進⑤	井村 眞一⑩	吉田 忠司⑪	林田 利平⑧		西 雅哉①
狩山 賢一⑥	中西 重寛⑤	上杉 幸⑦	金田 之治③	第5区	久安 常信②		三宅 徳昌⑥
木下 義隆④	中村 明⑧	加茂野 寛人②	久保 圭子①	市山 勉⑧	藤澤 忠男⑤		
古玉 栄治⑥	関谷 由憲①	寺岡 一夫⑭	嵯峨井 大民⑤	上出 正博⑧	的場 定志⑦		
笹川 修蔵①	橋本 秀和⑩	七海 友也①	勝二 康邦③	北村 隆①	三浦 雅博⑧		
佐原 博之④	羽部 敏徳⑥	端谷 実⑩	杉本 孝司⑩	黒保 直治③	宮下 誠次②		
佐味 貴義⑩	播摩 正義⑩	久岡 政治⑤	中橋 忠博⑤	坂井 陽一⑧	室野 吉雄⑧		

※氏名の後の数字は総代への就任回数

【総代の属性等別構成比】

職業別：法人・法人代表者93%、個人事業主5%、個人2%

年代別：70代以上58%、60代20%、50代20%、40代2%

業種別：製造業27%、建設業25%、卸売業、小売業23%、運輸業、郵便業、不動産業、物品賃貸業、医療、福祉5%、(上位6業種)

(注) 業種別の構成比は法人・法人代表者及び個人事業主に限る

27. 役職員の報酬体系

■対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会にて決定しております。

また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。また、理事会の決定により、退職慰労金の一定の範囲内で退職功勞金を支給できるとしております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金等の支払いに関して、主として次の事項を定めております。

- a. 決定方法 b. 決定時期

(2) 令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	95

(注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は2名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」65百万円、「賞与」8百万円、「退職慰労金」21百万円となっております。

なお、「賞与」は「当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。また、「退職慰労金」は当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありません。

■対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はおりません。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、令和7年度においては該当する会社はありません。

3. 「同等額」は 令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 令和7年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりません。

大正 4年	5月24日	無限責任七尾興産信用組合設立 事務所：七尾町大手町7番地
昭和25年	4月 1日	中小企業等協同組合法による信用組合に組織変更
昭和27年	1月12日	信用金庫法による信用金庫に組織変更、能登信用金庫と改称
平成 6年	4月 1日	まごころセンターの設置
平成 7年	4月 1日	のとしんカレッジ開校
平成11年	7月 1日	のとしんボランティアーズ発足
平成12年	1月20日	女性サークル「のとしんキャロットクラブ」発足
平成14年	2月18日	輪島信用組合の事業譲受けに伴い、輪島支店オープン
平成15年	1月20日	西支店を廃止し本店営業部に統合
	3月24日	（株）石川銀行の6店舗の営業を譲受け、「久安支店」「内灘支店」「金沢支店木越出張所」を開設
	11月 4日	「内灘支店」「金沢支店木越出張所」を開設
	11月 4日	能登信用金庫と共栄信用金庫が合併し「のと共栄信用金庫」としてスタート
平成17年	5月23日	本店新築開店
	6月17日	「のとしんふるさと基金」の設立
平成18年	2月 8日	「子どもの笑顔を育む運動」開始
		全店舗「子ども110番の家」制度に参加
	11月 6日	良川支店、鹿西支店、能登島支店の3店舗を廃止
平成20年	5月 1日	「企業の森づくり推進事業」で石川県と協定締結
	6月21日	「第1回石動山の森づくり」実施
平成21年	7月13日	かしま支店移転新築オープン
平成22年	6月30日	「ふるさと石川環境保全功労者表彰」にて「環境保全貢献企業」として知事表彰を受賞
平成23年	3月17日	「エコドライブ優良事業所表彰」受賞
	12月21日	「いしかわ事業者版環境ISO優良活動表彰」を受賞
平成24年	2月17日	「石動山の森づくり」で「第1回いしかわエコデザイン賞2011」を受賞
	2月28日	石川県七尾美術館に長谷川等筆「涅槃図」を寄贈
	8月27日	店舗統廃合（金沢中央支店、川原町支店にんじん館出張所）実施
平成26年	1月22日	なお創業支援『業務連携・協力に関する協定』締結（なお創業応援カルテット）
		七尾市・七尾商工会議所・日本政策金融公庫・のと共栄信用金庫
平成27年	5月23日	のと共栄信用金庫創立100周年記念講演会及び記念式典
	6月13日	第19回能登よさこい祭りで「のとしん舞遊人」が大賞を受賞（～14日）
	6月25日	ふるさと教育応援定期預金『青雲の志』の発売
平成30年	5月23日	「かなざわ能登くらぶ」設立総会・講演会開催
	8月 1日	「のとしん相談相談センター」の開設
令和元年	6月17日	「のとしんSDGs宣言」発表
	7月11日	第55回献血運動推進全国大会にて厚生労働大臣感謝状の贈呈を受ける
令和2年	3月11日	「新型コロナウイルス対策に係る基本方針」発表
	4月29日	新型コロナウイルス感染症に伴う緊急特別相談窓口の開設
	5月11日	新型コロナウイルス感染症の影響を受けたお客様を支援するため、フリーローン「心配無用！」取扱基準の見直しと一部商品改定
	8月20日	道路美化・清掃功労者に対する国土交通大臣表彰
	8月26日	七尾青年会議所と東京海上日動火災保険株式会社の3者でSDGsの包括協定締結
	10月 5日	金沢南支店、小丸山支店、鳴和支店木越出張所を統廃合
	11月 9日	志雄支店を押水支店に統廃合
令和3年	1月20日	「SCBふるさと応援団」にかかる寄附金を七尾市に贈呈
	3月30日	令和2年度地方創生に資する金融機関等の「特徴的な取組事例」表彰
	3月31日	コロナ関連融資が1,866件248億円に
	7月 1日	当初1年間無利子となる特別教育ローンを発売
		特別教育ローンの取扱開始と図書カードの進呈（115名）（コロナ困窮学生支援）
	8月12日	のとSDGsファンドヘルプ出資
	10月 8日	なおSDGsコンソーシアム発足
	10月27日	令和3年度治山・林道コンクール 第44回林道維持管理コンクールにて農林水産大臣賞受賞
	12月13日	2022年3月末で「なお創業応援カルテット」の支援実績が100社に到達
令和4年	4月 1日	地域貢献型定期預金の発売
		のとしん課題解決支援ローン「疾風勁草」の取扱い開始
		電子稟議システムの運用開始
	9月30日	外国為替業務終了
令和4年	11月25日	ノットグと事業承継の顧客紹介に関する契約の締結
令和5年	1月27日	日本政策金融公庫金沢支店と小規模事業者の事業承継支援に関する覚書締結
	3月 1日	新たに9店舗において窓口業務の一時休業（お昼休み実施）の導入
	3月 7日	石川県から森林整備活CO2吸収認証を受領（11.2トン、累計267.0CO2トン）
令和5年	4月25日	リコージャパンとデジタル化推進のための業務提携
	5月 5日	令和5年奥能登地震発災
	5月 8日	令和5年奥能登地震を対象としたのとしん災害復旧ローン発売（～10月31日）
		全店相談窓口設置
	6月 1日	珠洲復興応援定期預金「がんばろう！珠洲」発売
		しんきん法人ポータル「ケイエル」取り扱い開始
	6月15日	PayPayとの口座連携開始
	7月23日	珠洲市に義援金を寄付
	8月25日	のとしんSDGs地方創生ローンの取り扱い開始
	9月 1日	スマホ決済サービス「BankPay」の取り扱いを開始
	9月13日	ノットグとの事業承継に関する第1号事例締結
	9月20日	ふるさと教育応援定期預金Ⅱ（ニュー青雲の志）の発売
	10月16日	Hi-Go通帳の取扱開始
	11月 7日	のとしん合同チャリティゴルフ大会での募金を寄付
	11月11日	第29回石動山の森づくり
	12月 1日	ふるさと応援定期預金（好きです！田鶴浜、好きです！中島）発売

令和6年	1月 1日	令和6年能登半島地震発災
	1月 2日	「災害総合対策本部」設置
	1月 4日	輪島支店・穴水支店休業（～5日）
	1月 9日	令和6年能登半島地震の災害等による相談窓口開設
		輪島支店・穴水支店の営業再開（営業時間縮退）
		のとしん災害復旧ローン発売
	1月15日	預金調査事務電子化開始
	4月 1日	ふるさと応援復興支援チーム立ち上げ
		「能登産業復興相談センター」へ職員を1名派遣
		河北まごころセンターに内灘支店、津幡支店を統合
	4月15日	能登半島復興応援定期預金発売
	5月10日	「令和6年能登半島地震復興応援資金」（緊急特別融資）取扱開始
	5月13日	豎町支店が野町支店内に店舗内店舗としてオープン
	5月24日	“能登半島地震復興支援ファンドに出資”
	6月 1日	穴水町由比ヶ丘団地仮設住宅で「緑のカーテン」設置作業に参加
	6月21日	ふるさと創生部を「復興推進部」として組織変更。復興への取り組みを加速
	7月 1日	無告知型特別終身介護保険「ツミタス」の取扱いを開始
	8月28日	渉外用端末をWindowsタブレットに変更
	8月29日	能登半島復興応援定期預金（第1弾）の完売による義援金を輪島市へ寄付
	9月 2日	預金金利の引き上げ
		能登復興 Beyond ファンドに出資
		住宅ローンの借入上限を2億円、最長期間を50年に改定
	9月12日	ふるさと応援定期預金『好きです！田鶴浜』『好きです！中島』の運用益の一部を、田鶴浜・中島両町会へ寄付
	9月17日	鹿北支店を移転オープン
	10月 1日	能登半島復興応援定期預金（懸賞品付第2弾）発売
10月28日	令和6年能登豪雨を対象とした災害復旧ローンの取扱いを開始	
11月 5日	投信インターネットサービスでの当日注文時間を30分延長	
12月 2日	ローン金利の引き上げ	
12月 5日	各種特典付き冊子「のとしん超トクパスポートなび」を悠々倶楽部会員へ配付	
12月 6日	興能信用金庫と「能登復興支援に係る業務協力に関する覚書」を締結	
12月11日	能登復興支援に関する研修会/情報交換会開催	
12月24日	「令和6年能登半島地震復興支援能登半島応援ページ」をホームページ上に開設	
12月31日	しんきん電子マネーチャージサービスを終了	
令和7年	1月29日	能登半島復興応援定期預金（第2弾）の完売による義援金を珠洲市へ寄付
	3月28日	【創立110周年記念事業】あすなる基金へ奨学資金を寄贈
	3月31日	預金金利、ローン金利の引き上げ
		テレホンバンキングサービスを終了

この1年のあゆみ

令和7年	4月 1日	能登半島復興応援定期預金（第3弾）の発売
	5月 1日	住宅ローンの金利引き上げ
	5月 2日	青柏祭人形宿（ギャラリ一かわも）
	5月13日	穴水町に能登半島復興応援定期預金（法人向）完売による義援金の寄付
	5月23日	創立110周年 創設者追善法要
	6月11日	金融機関と石川県警との「特殊詐欺等対策の連携に関する協定」締結式
	6月19日	創立110周年記念定期預金の発売
		貸金庫利用手数料を1年間無料（能登半島地震の被災者）
	6月25日	交通安全防止推進事業所で表彰状授与
	7月17日	七尾市に能登半島復興応援定期預金完売による義援金の寄付
	7月28日	本店営業部においてカブトムシ・クワガタムシのプレゼント実施
	8月25日	令和7年8月金沢豪雨による災害復旧ローンの取扱開始
	10月 1日	能登半島復興応援定期預金（第4弾）の発売
		退職金専用定期預金「新生活物語」の発売
	10月 6日	富来支店を移転オープン
	10月15日	休眠預金事業「能登復興ギフト nototsumugu.」完成セレモニー
10月21日	創立110周年記念チャリティ合同ゴルフコンペの開催	
11月 3日	のとしんボランティアーズが令和7年秋の褒章で多年にわたり社会奉仕活動に精励した功績により緑綬褒章（りよくじゅほうしょう）を受章	
11月13日	石川県信用金庫災害復興支援特別講演会・ビジネス交流会開催	
11月18日	のとしん悠々倶楽部「秋の富山日帰りバスツアー」（2班：20日）	
12月30日	手形・小切手帳の発行終了	
令和8年	1月 5日	事業性小口ローンの発売
	3月 2日	預金金利、ローン金利の引き上げ
		のとしん「地域再生支援融資」の発売
	3月 4日	志賀町に能登半島復興応援定期預金完売による義援金の寄付
	3月 6日	石川県・物価高騰対策の給付事業に「トチツーカー」を活用
		石川県・県内4信用金庫・北國銀行で連携し、地域経済活性化へ

29. 店舗のごあんない

金融機関コード：1442

令和8年7月1日現在

店番	店 舗 名	〒	所 在 地 (営業時間/営業日)	電 話 番 号	FAX番号	ATMコーナー稼働			現金 振込	通帳 繰越
						平日	土曜	日・祝		
001	本 店 営 業 部	926-8601	七尾市松物町35番地 9:00～15:00	0767-54-0600	0767-53-6764	○	○	○	○	○
002	羽 昨 支 店	925-0035	羽昨市本町コ86番地の2 9:00～12:30・13:30～15:00	0767-22-1144	0767-22-1147	○	○	○	○	○
003	高 浜 支 店	925-0141	羽昨郡志賀町高浜町ク60番地の48 9:00～12:30・13:30～15:00	0767-32-1177	0767-32-3274	○	○	○	○	○
004	富 来 支 店	925-0447	羽昨郡志賀町富来領家町甲26-1 増穂浦ショッピングモールアスク内 9:00～11:30・12:30～15:00	0767-42-1127	0767-42-1850	○	○	○	○	○
008	川 原 町 支 店	926-0053	七尾市上府中町ソ部3番地の1 9:00～11:30・12:30～15:00	0767-53-2229	0767-53-3748	○	○	○	○	○
009	津 幡 支 店	929-0323	河北郡津幡町字津幡ハ7番地の1 9:00～11:30・12:30～15:00	076-289-4151	076-289-4179	○	○	○	○	○
010	か し ま 支 店	929-1721	鹿島郡中能登町井田め25番1 9:00～12:30・13:30～15:00	0767-76-1144	0767-76-1709	○	○	○	○	○
011	鳴 和 支 店	920-0804	金沢市鳴和二丁目1番5号 9:00～11:30・12:30～15:00	076-252-6255	076-252-6257	○	○	○	○	○
012	押 水 支 店	929-1343	羽昨郡宝達志水町小川武部89番地の1 9:00～11:30・12:30～15:00	0767-28-4444	0767-28-4445	○	○	○	×	○
013	七 塚 支 店	929-1172	かほく市松浜イの65番地3 9:00～11:30・12:30～15:00	076-283-4646	076-283-4647	○	×	×	×	○
014	※ 鹿 北 支 店	929-2121	七尾市田鶴浜町る43番地1 9:00～11:30・12:30～15:00(火曜・木曜・金曜)	0767-68-3755	0767-68-3750	○	○	○	○	○
015	和 倉 支 店	926-0173	七尾市石崎町ヨ部70番地の104 9:00～12:30・13:30～15:00	0767-62-4646	0767-62-4648	○	○	○	○	○
019	※ 穴 水 支 店	927-0027	鳳珠郡穴水町字川島ソの72番地 9:00～11:30・12:30～15:00(月曜・水曜・金曜)	0768-52-1110	0768-52-1537	○	○	○	○	○
020	宇 ノ 気 支 店	929-1126	かほく市内日角四丁目14番地 9:00～12:30・13:30～15:00	076-283-3955	076-283-3957	○	○	○	○	○
022	※ 輪 島 支 店	928-0001	輪島市河井町17部30番地4 9:00～12:30・13:30～15:00(月曜・火曜・木曜)	0768-22-0263	0768-22-5767	○	○	○	○	○
023	久 安 支 店	921-8164	金沢市久安三丁目397番地 9:00～12:30・13:30～15:00	076-242-1406	076-242-2396	○	○	○	○	○
024	内 灘 支 店	920-0271	河北郡内灘町字鶴ヶ丘四丁目1番地260 9:00～11:30・12:30～15:00	076-286-4222	076-286-0354	○	○	○	○	○
032	豎 町 支 店	921-8031	金沢市野町二丁目4番6号(野町支店内) 9:00～11:30・12:30～15:00	076-261-5188	076-261-5124	-	-	-	-	-
033	野 町 支 店	921-8031	金沢市野町二丁目4番6号 9:00～11:30・12:30～15:00	076-242-3610	076-242-8317	○	×	×	×	○
034	西 部 支 店	920-0043	金沢市長田二丁目24番36号 9:00～12:30・13:30～15:00	076-263-0311	076-263-0310	○	×	×	×	○
035	野 々 市 支 店	921-8811	野々市市高橋町18番18号 9:00～11:30・12:30～15:00	076-246-3721	076-246-6008	○	○	○	○	○
036	森 本 支 店	920-3114	金沢市吉原町ハ31番1 9:00～12:30・13:30～15:00	076-258-0159	076-258-4371	○	○	○	×	○
037	八 日 市 支 店	921-8063	金沢市八日市出町812番地 9:00～11:30・12:30～15:00	076-240-2181	076-240-7988	○	○	○	○	○
039	杜 の 里 支 店	920-1167	金沢市もりの里二丁目97番地 9:00～11:30・12:30～15:00	076-233-2262	076-233-2172	○	○	○	×	○

※隔日営業導入店舗

七 尾 ま ご こ ろ セ ン タ ー	926-8601	七尾市松物町35番地	0767-54-0590	0767-53-6764
七 尾 西 ま ご こ ろ セ ン タ ー	926-0173	七尾市石崎町ヨ部70番地の104	0767-62-4444	0767-62-4648
羽 昨 ま ご こ ろ セ ン タ ー	925-0035	羽昨市本町コ86番地の2	0767-22-1144	0767-22-1147
志 賀 ま ご こ ろ セ ン タ ー	925-0141	羽昨郡志賀町高浜町ク60番地の48	0767-32-1177	0767-32-3274
河 北 ま ご こ ろ セ ン タ ー	929-1126	かほく市内日角四丁目14番地	076-283-3955	076-283-3957
金 沢 東 ま ご こ ろ セ ン タ ー	920-3114	金沢市吉原町ハ31番1	076-258-0159	076-258-4371
金 沢 南 ま ご こ ろ セ ン タ ー	921-8164	金沢市久安三丁目397番地	076-244-7737	076-242-2396
金 沢 西 ま ご こ ろ セ ン タ ー	921-8031	金沢市野町二丁目4番6号	076-242-3610	076-242-8317
本 部	926-8601	七尾市松物町35番地	0767-52-3450	0767-52-1305
金 沢 本 部	920-0804	金沢市鳴和二丁目1番5号	076-253-5111	076-253-5110

30. 店舗外現金自動機コーナーのごあんない

令和8年7月1日現在

	名 称	所 在 地	ATMコーナー稼働			現金 振込	通帳 繰越
			平日	土曜	日・祝		
七尾市	ベ イ モ ー ル	七尾市小島町大開地1番78	○	○	○	×	×
	古 府 町	七尾市古府町へ部35番地3	○	○	○	○	○
	ロ ッ キ ー 七 尾 店	七尾市古府町か31番地1	○	○	○	×	×
	小 丸 山	七尾市藤橋町申55番地1	○	○	○	○	○
羽昨市	公 立 能 登 総 合 病 院	七尾市藤橋町ア部6番4	○	○	×	○	×
	公 立 羽 昨 病 院	羽昨市的場町松崎24	○	○	×	×	×
羽昨郡	ロ ッ キ ー 志 賀 の 郷 店	羽昨郡志賀町末吉鶴島3-1	○	○	○	×	×
	志 雄	羽昨郡宝達志水町子浦レ186番地	○	×	×	×	○
鹿島郡	ア ル ・ プ ラ ザ 鹿 島	鹿島郡中能登町井田と部1番地1	○	○	○	×	×
かほく市	イ オ ン モ ー ル か ほ く	かほく市内日角タ25番	○	○	○	×	×
金沢市	木 越	金沢市木越二丁目15番地	○	○	○	×	○
	J R 金 沢 駅	金沢市木ノ新保町1-1	○	○	○	×	×
	イ オ ン 金 沢 店	金沢市福久町二丁目58番地	○	○	○	×	×

31. 手数料一覧

(令和8年7月1日現在)

1. ATM入出金手数料

(1回につき)

キャッシュカードの種類	利用時間		手数料金額
当金庫カード 信用金庫カード(北陸三県)	ATM稼働時間内		無 料
信用金庫カード(北陸三県以外) 北陸銀行のカード	平日	8:00 ~ 8:45	110円
		8:45 ~ 18:00	無 料
		18:00 ~	110円
	土曜日	9:00 ~ 14:00	無 料
		14:00 ~	110円
	日曜日・祝日	9:00 ~	110円
上記以外の他行カード	平日	8:00 ~ 8:45	220円
		8:45 ~ 18:00	110円
		18:00 ~	220円
	土曜日	9:00 ~ 14:00	110円
		14:00 ~	220円
	日曜日・祝日	9:00 ~	220円

※ 法令の定めにより、貸越部分のお取引額が1万円以下の場合は手数料の上限が110円となり、表示より少ない場合があります。

2. 為替手数料

(1) 振込手数料

(1件につき)

区 分		当金庫宛	他金融機関宛
窓口振込		770円	1,100円
ATM振込	キャッシュカード	440円	770円
	現金	550円	880円
個人インターネットバンキング		無 料	330円
法人インターネットバンキング		無 料	330円
HB(ホームバンキング)サービス		220円	550円
FB(ファームバンキング)サービス		220円	550円
自動振込		330円	660円

(2) 給与振込手数料

(1件につき)

区 分		当金庫宛	他金融機関宛
所定時限内	窓口受付	無 料	220円
	ファイル伝送	無 料	110円
所定時限外		振込扱い	振込扱い

※ 所定時限外は上記(1)振込手数料扱いとなります。

(3) 代金取立手数料

(1枚につき)

取 立 区 分	手数料金額
電子交換	660円
個別取立	1,100円

※ 店頭入金可能な手形・小切手は無料です。

※ 個別取立は、電子交換所に参加していない金融機関宛の手形・小切手などの郵送対応が必要なものが対象です。

(4) その他の手数料

(1件・1通につき)

取 扱 区 分		手数料金額
不渡手形・小切手返却料		1,100円
取立手形組戻料		1,100円
取立手形窓口呈示料		1,100円
振込の組戻料		1,100円
地方税取扱手数料 (納付書1枚につき)	石川県内	無 料
	石川県外	880円

3. 発行手数料

(1) 証明書等発行手数料

区 分		単 位	手数料金額
残高証明書	店頭発行	1 通	1, 100円
	自動発行	1 通	550円
	監査法人向け発行	1 通	3, 300円
取引履歴明細表	全取引	全科目	1, 100円
	科目指定	1科目	1, 100円
	口座指定	1口座	1, 100円
決算利息証明書		1 通	550円
利息支払証明書		1 通	550円
投資信託お預かり資産の状況		1 通	550円
融資可能証明書		1 通	11, 000円
債務保証書(新規・変更)		1 通	2, 200円
質権設定承諾書		1 通	5, 500円
その他証明書		1 通	1, 100円
伝票の写し		1 枚	1, 100円

(2) 再発行手数料

区 分	単 位	手数料金額
各種カード	1 枚	2, 200円
通帳	1 冊	2, 200円
証書	1 枚	2, 200円
返済予定表	1 件	550円
当座預金入金帳	1 冊	2, 200円

4. 用紙代

区 分	単 位	手数料金額
自己宛小切手用紙	1 枚	1, 100円
借入専用手形用紙	1 枚	1, 100円
入金控帳	1 冊	6, 600円

5. 金庫関係手数料

種 類		単 位	手数料金額
貸金庫利用	小型	年 額	13, 200円
	中型	年 額	19, 800円
	大型	年 額	26, 400円
夜間金庫利用		月 額	4, 400円

6. 両替手数料・金種指定出金手数料

(1回につき)

窓 口			両 替 機		
枚数区分		手数料金額	枚数区分		手数料金額
1枚 ～ 10枚	1日1回	無 料	1枚 ～ 100枚	1日1回	無 料
	2回目以降	770円		2回目以降	300円
11枚 ～ 1, 000枚		770円	101枚 ～ 500枚		300円
1, 001枚以上 1, 000枚毎		770円加算	501枚 ～ 750枚		500円

※ 両替のご持参・受取りのいずれか多い方の枚数が基準となります。(集金時の両替も対象となります。)

※ 金種指定出金は、「1 万円札を除く紙幣＋硬貨の合計枚数」を基準とします。ただし、新券を指定した1万円札は合計枚数に含めず。

※ 1 日に複数回や実質同一の顧客から複数の依頼がある場合は、1 回とみなして合計枚数に応じた手数料をいただきます。

※ 新券、汚損現金、記念硬貨も枚数の対象となります。

※ 両替機の最大交換枚数は 750 枚となります。

7. 大量硬貨入金手数料

(1回につき)

枚数区分	手数料金額
1枚 ～ 50枚	無 料
51枚 ～ 1,000枚	770円
1,001枚以上 1,000枚毎	770円加算

※ 大量硬貨による取引(預入、振込、納税等)は、大量硬貨入金手数料の対象となります。

※ 1日に複数回や実質同一の顧客から複数の依頼がある場合は、1回とみなして合計枚数に応じた手数料をいただきます。

8. 旧券・旧貨・記念貨取扱手数料

(1回につき)

枚数区分	手数料金額
1枚 ～ 10枚	無 料
11枚 ～ 100枚	770円
101枚以上 100枚毎	770円加算

※ 取扱手数料の対象となる紙幣・貨幣は、「旧券・旧貨」(日本銀行 HP の「現在発行されていないが有効な銀行券・貨幣」)および「記念貨幣」(財務省 HP の「記念貨幣一覧」)です。

※ 紙幣・貨幣の計数後にご入金などを取りやめる場合や、途中で金額を変更される場合も手数料をいただきます。

9. 口座開設・口座管理手数料

種 類	単 位	手数料金額
口座開設	任意団体、権利能力なき社団・財団	1 件 1,100円
	破産管財人等特殊口座	1 件 11,000円
口座管理	未利用口座管理手数料	年 額 1,320円
	個人向け国債口座管理手数料	年 額 無 料

10. 事務手数料

種 類	単 位	手数料金額
伝票処理手数料 (入金・出金・振込伝票の合計枚数)	1枚 ～ 10枚	1日あたりの枚数 無 料
	11枚以上	1日あたりの枚数 1,100円
依頼書持込手数料 (紙媒体)	給与・賞与振込	1回(1申込) 2,750円
	総合振込	1回(1申込) 2,750円
	口座振替	1回(1申込) 2,750円

※ 入金、出金、振込伝票の合計枚数となります。

11. 信託手数料

種 類	手数料金額
新規契約時	信託金額 × 1.10% (上限55,000円)
追加信託の場合	追加信託金額 × 1.10% (上限33,000円)

※ 当金庫で年金をお受取の場合、または信託金が当金庫へ入金となる場合は、手数料を 20%割引します。

12. 開示手数料

種 類	単 位	手数料金額
開示請求基本料	1 件	1,100円
取引残高情報	特定日ごと	1,100円
取引履歴情報	1口座1ヶ月分	550円
上記以外の情報	1 枚	1,100円
郵送による交付の場合	加 算	550円

※ 開示請求基本料で、開示できる情報は「氏名、住所、生年月日、電話番号、勤務先(勤務先名または職業・電話番号)」です。

※ 取引残高情報で開示できる情報は、「預金残高、借入残高、出資金、国債残高、投信残高(口数)、信託」です。

※ 取引履歴の対象期間が複数月の場合、暦月ベースで判定します。(例:1/20～4/10 の場合の対象期間は4ヶ月分)

13. インボイス関連手数料

種 類		単 位	手数料金額
インボイス発行手数料	電子交付	1 回	無 料
	窓口交付	1 回	550円

14. 融資関係手数料

種 類			単 位	手数料金額
不動産担保	新規	設定(事業性資金)	1 件	3,000 万円以下 33, 000円 1 億円以下 55, 000円 1 億円超 77, 000円
		設定(消費性資金)	1 件	33, 000円
	変更	追加設定、一部抹消、 極度変更、順位変更	1 件	33, 000円
動産・債権担保	新規設定		1 件	33, 000円
	抹消		1 件	16, 500円
一部繰上償還	消費性資金(有担保)		1 件	5, 500円
	住宅ローン	固定金利・変動金利型	1 件	5, 500円
		固定金利特約期間中	1 件	33, 000円
	事業性資金		1 件	33, 000円
全額繰上償還	消費性資金(有担保)		1 件	5, 500円
	住宅ローン	固定金利・変動金利型	1 件	11, 000円
		固定金利特約期間中	1 件	33, 000円
	事業性資金		1 件	33, 000円
条件変更	証書貸付	消費性資金	1 件	11, 000円
		事業性資金	1 件	33, 000円
	事業者カードローン、一般当座貸越		1 件	22, 000円
固定金利特約	住宅ローン(再設定時)		1 件	11, 000円
賃貸物件	融資取扱手数料		1 件	1,000 万円未満 55, 000円 5,000 万円未満 110, 000円 1億円未満 165, 000円 1億円以上 220, 000円
フラット35の取扱い			1 件	33, 000円

※ 根抵当権設定の場合は、根抵当権極度額を基準とします。

※ 動産担保、債権担保を同時に設定(抹消)する場合は、それぞれの設定(抹消)が手数料の対象となります。

※ 同時に複数の証書貸付の条件変更がある場合は 99,000 円(3 件分)を上限とします。

債務引き受けの変更は条件変更手数料の対象となり、本数に拘らず 33,000 円となります。

15. 住宅ローン等取扱手数料

種 類		単 位	手数料金額
住宅ローン取扱手数料	機関保証付	1 件	33, 000円
	上記以外	1 件	ご融資金額×0.33%
全国保証(株)保証付【保証会社手数料】		1 件	55, 000円

※ 住宅ローン取扱手数料の上限を 110,000 円とします。

※ 全国保証(株)保証付住宅ローンの取扱い時は 88,000 円(33,000 円+55,000 円)となります。

16. 代金回収サービス(HSK)ネット

種 類		単 位	手数料金額
利用料		月 額	550円
振替手数料	地域ネット	1 件	110円
	全国ネット	1 件	165円
取扱手数料(取りまとめ口座への入金処理)		1 回	440円

※ 請求データが発生しなかった月は、利用料が免除となります。

※ 地域ネット:石川県内に本店を置く提携金融機関

17. サービス手数料

種 類		単 位	手数料金額
個人インターネットバンキング		月 額	無 料
法人インターネットバンキング	フルプラン	月 額	2,200円
	限定プラン	月 額	1,100円
HB（ホームバンキング）		月 額	1,100円
FB（ファームバンキング）		月 額	2,200円
アンサーサービス		月 額	550円
デビットカード加盟店	端末料	月 額	660円
	取引手数料	1 件	取引金額の2% (上限 300 円 下限 20 円)
口座振替手数料	帳票持込み	1 件	220円
	上記以外	1 件	110円
株式・出資の払込	1,000 万円未満	1 件	11,000円
	3,000 万円未満	1 件	22,000円
	3,000 万円以上	1 件	33,000円

※ HB、FBには別途アンサーサービス契約が必要となります。

18. でんさいネット利用手数料

(1) 月額利用手数料

利用内容区分	手数料金額
(債権者)利用限定特約のお客様 (でんさいの譲渡・分割譲渡の利用は可能。発生請求は利用不可)	無 料
(債務者)としてご利用のお客様 (でんさいの発生請求、譲渡、分割譲渡の利用が可能)	無 料

(2) 各記録請求1件あたりの手数料

手数料の種類	手数料金額(インターネット)		手数料金額(書面)		対象の お客様
	当金庫宛	他行庫宛	当金庫宛	他行庫宛	
発生・譲渡・分割譲渡等の記録請求	330円		880円	1, 100円	記録請求者
口座入金	無 料		無 料		口座名義者
通常開示	無 料		1, 100円		開示請求者
特例開示	――		3, 300円		
残高の開示(残高証明)	――		4, 400円(都度発行方式) 2, 200円(定例発行方式)		
その他(変更 取消等)	330円		2, 200円		依頼者

※ その他は、変更、決済中止、訂正・回復、支払不能通知、支払不能通知の取り消し

- すべての手数料には、消費税が含まれています。
- 各種証明書および開示情報等で郵送の場合は、別途郵送料が必要となります。
- 詳細につきましては、窓口でご確認ください。

手数料一覧に記載されている手数料については、経済情勢等の変動により変更することがあります。

資料編

目次

< 業績の概要 >

1. 財務諸表

(1)貸借対照表	50～55
(2)損益計算書	56～57
(3)剰余金処分計算書	57
独立監査人の監査報告書謄本	58
監査報告書謄本	58

2. 預金業務

(1)流動性預金、定期性預金、譲渡性預金 その他の預金の平均残高	59
(2)固定金利定期預金、変動金利定期預金及び その他の区分ごとの定期預金の残高	59

3. 融資業務

(1)手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の 平均残高	59
(2)固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の 残高	59
(3)①担保の種類別の貸出金残高	59
②担保の種類別の債務保証見返額	60
(4)使途別の貸出金残高	60
(5)預貸率の期末値及び期中平均値	60
(6)業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に 占める割合	60

4. 有価証券

(1)商品有価証券の種類別の平均残高	61
(2)有価証券の種類別の残存期間別残高	61
(3)有価証券の種類別の期末残高及び平均残高	61
(4)預証率の期末値及び期中平均値	61

5. 時価情報

(1)有価証券	62～63
(2)金銭の信託	63
(3)デリバティブ取引	63

6. 経営内容

(1)経常収益	64
(2)経常利益	64
(3)当期純利益	64
(4)出資総額及び出資総口数	64
(5)純資産額	64
(6)総資産額	64
(7)預金積金残高	64
(8)貸出金残高	64
(9)有価証券残高	64
(10)単体自己資本比率	64
(11)出資に対する配当金	64
(12)職員数	64
(13)資金運用収支、役務取引等収支、その他業務収支、 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務 純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託 解約損益を除く）	64～65
(14)資金運用勘定並びに資金調達勘定の 平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	65
(15)受取利息及び支払利息の増減	65
(16)利益率	65

< 連結情報 >

1. 金庫及び子会社等の概況

(1)主要な事業内容及び子会社等の概要	66
(2)子会社等の状況	66
(3)事業の概況	66

2. 財産の状況

(1)財務諸表	67～74
(2)経営内容	74
(3)信用金庫法開示債権の状況	74
(4)連結セグメント情報	74

3. 自己資本充実の状況（連結に関する事項）

.....	75～78
-------	-------

業 績 の 概 要

1. 財務諸表

(1)貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部			負債及び純資産の部		
科目	令和6年度 (令和7.3.31現在)	令和7年度 (令和8.3.31現在)	科目	令和6年度 (令和7.3.31現在)	令和7年度 (令和8.3.31現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	3,549	4,611	預金積金	338,033	341,153
預け金	72,760	85,363	当座預金	3,921	3,801
買入金銭債権	1,305	1,138	普通預金	178,720	179,370
金銭の信託	—	—	貯蓄預金	225	215
有価証券	89,753	79,469	通知預金	1,085	1,307
国債	13,569	13,288	定期預金	146,452	149,092
地方債	14,729	11,166	定期積金	5,509	4,973
社債	27,275	23,525	その他の預金	2,119	2,390
株式	1,697	871	借入金	268	237
その他の証券	32,482	30,616	借入金	268	237
貸出金	182,516	191,798	その他負債	800	1,282
割引手形	191	116	未決済為替借	113	130
手形貸付	5,729	5,566	未払費用	248	407
証書貸付	158,949	169,794	給付補填備金	0	2
当座貸越	17,646	16,320	未払法人税等	49	202
その他資産	2,373	2,355	前受収益	14	13
未決済為替貸	111	71	払戻未済金	25	27
信金中金出資金	1,860	1,860	職員預り金	105	103
前払費用	2	9	リース債務	112	238
未収収益	277	325	資産除去債務	10	16
その他の資産	120	88	その他の負債	119	141
有形固定資産	2,162	2,228	賞与引当金	78	82
建物	375	350	役員賞与引当金	7	9
土地	1,503	1,516	退職給付引当金	304	305
リース資産	97	211	役員退職慰労引当金	116	105
建設仮勘定	—	—	睡眠預金払戻損失引当金	3	1
その他の有形固定資産	187	149	偶発損失引当金	38	39
無形固定資産	113	124	債務保証	4,104	3,545
ソフトウェア	85	98	負債の部合計	343,756	346,763
リース資産	1	—	(純資産の部)		
その他の無形固定資産	26	26	出資金	705	5,477
繰延税金資産	955	1,052	普通出資金	705	677
債務保証見返	4,104	3,545	優先出資金	—	4,800
貸倒引当金	△6,092	△6,745	優先出資申込証拠金	—	—
(うち個別貸倒引当金)	(△5,167)	(△5,843)	資本剰余金	—	4,800
			利益剰余金	15,320	15,805
			利益準備金	735	705
			その他利益剰余金	14,584	15,101
			特別積立金	13,977	14,427
			(経営安定化特別積立金)	(—)	(—)
			当期末処分剰余金	607	674
			(当期純利益)	(432)	(506)
			処分未済持分	△22	△5
			会員勘定合計	16,002	26,079
			その他有価証券評価差額金	△6,258	△7,898
			評価・換算差額等合計	△6,258	△7,898
			純資産の部合計	9,744	18,180
資産の部合計	353,501	364,943	負債及び純資産の部合計	353,501	364,943

注記事項（令和8年3月期）

1. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	20年～50年（税法基準の160%の償却率による）	その他	3年～20年
-----	---------------------------	-----	--------
4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和7年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類したうえで、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上し、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。
 破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資管理部（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査部（資産査定部署）が査定結果を監査しております。
 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額（部分直接償却）しており、その金額は、1,007百万円であります。
7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
 また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
 なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
 - (1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和7年3月31日現在）

①年金資産の額	1,796,855百万円
②年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,828,746百万円
③差引額	△31,890百万円
 - (2) 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和7年3月分）0.2165 %
 - (3) 補足説明
 上記①の差引額の要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円および別途積立金は95,415百万円であります。
 本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間14年7カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金41百万円を費用処理しております。
 なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
13. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
 為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
14. 固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
15. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
 貸倒引当金 6,745百万円
 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6に記載しております。
 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
 また、令和6年能登半島地震により発生した直接および間接被害は地域産業に大きな影響を及ぼしており、債務者の実態等を合理的に判断できる範囲内において可能な限り自己査定に反映させております。
 なお、令和6年能登半島地震による影響は当分の間継続するものと仮定して見積もっております。当初の見積もりに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 5,164百万円
17. 子会社等の株式又は出資金の総額 10百万円
18. 子会社等に対する金銭債務総額 49百万円
19. 有形固定資産の減価償却累計額 3,879百万円

20. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債券は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。
- | | |
|--------------------|------------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 4,756 百万円 |
| 危険債権額 | 11,018 百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 21 百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 132 百万円 |
| 合計額 | 15,928 百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
21. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、116 百万円であります。
22. 担保に供している資産は、次のとおりであります。
- 担保に供している資産
- | | |
|------|------------|
| 有価証券 | 26,800 百万円 |
|------|------------|
- 担保資産に対応する債務はありません。
- 上記のほか、為替決済取引等の担保として、預け金 8,266 百万円を差し入れております。
23. 出資 1 口当たりの純資産額 638 円 13 銭
24. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
- このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理 (ALM) をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
- また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ①信用リスクの管理
- 当金庫は、貸出金事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は、各営業店のほか融資管理部により行われ、その状況については定期的に A L M 委員会、常勤理事会に報告しております。また、大口融資先の与信管理については常勤理事会および理事会に審議・報告を行っております。
- 有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ②市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
- 当金庫は、リスク管理規程・要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、A L M 委員会において決定された方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
- 総務部において、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。
- (ii) 為替リスクの管理
- 当金庫は、為替の変動リスクに関して、投資している有価証券に内包している変動額を為替相場が 10% 円高へ進行した場合を想定し、時価の変動額を把握し、管理しております。
- (iii) 価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、A L M 委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用基準及びリスク管理規程・要領に従い行われております。
- このうち、総務部では市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資権限額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。総務部で保有している株式の多くは、値上がりした場合に売却益を計上する目的で保有しており、日々市場環境や保有銘柄の財務内容等をモニタリングしております。
- これらの情報は総務部を通じ、理事会及び常勤理事会、A L M 委員会に定期的に報告されております。
- (iv) 市場リスクに係る定量的情報
- 当金庫では、「有価証券」のうち債権、市場価格のある株式及び投資信託の市場リスク量を V a R により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
- 当金庫の V a R は分散共分散法（保有期間 1 年、信頼区分 99%、観測期間 5 年）により算出しており、令和 8 年 3 月 31 日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で 3,531 百万円です。
- なお、当金庫では、モデルが算出する V a R と実際の損益を比較するバックテストを実行しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。
- ただし、V a R は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
- ③資金調達に係る流動性リスクの管理
- 当金庫は、A L M を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
- なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金及び借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(時価の算定方法については(注1)参照) なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。
(注2参照) また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位: 百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	85,363	82,460	△2,903
(2) 有価証券	79,129	77,945	△1,184
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有有価証券	10,473	9,288	△1,184
その他有価証券	68,656	68,656	—
(3) 貸出金(*1)	191,798	—	—
貸倒引当金(*2)	△6,745	—	—
	185,053	181,645	△3,408
金融資産計	349,547	342,051	△7,495
(1) 預金積金(*1)	341,153	337,811	△3,341
(2) 借入金(*1)	237	240	2
金融負債計	341,390	338,052	△3,338

(*1) 預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(TONA、スワップレート)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については26.から27.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(TONA、スワップレート)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は市場金利(TONA、スワップレート)を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分して当該借入金の元利金の合計額を市場金利(TONA、スワップレート)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位: 百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	10
関連法人等株式(*1)	—
非上場株式(*1)	249
組合出資金(*2)	80
合 計	339

(*1) 子会社・子法人等株式、関連法人等株式及び非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和6年9月13日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

26. 金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

レベル1の時価: 同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算出した時価

【主な分類商品】上場株式、投資信託、国債等の取引市場に上場されている商品等で、取引量が活発なものを分類しております。

レベル2の時価: レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算出した時価

【主な分類商品】地方債、社債(上場企業等)等の、非上場であっても市場金利による割引等で時価を算定可能な商品や、取引市場に上場されているものの、取引量が活発でない商品などを分類しております。

レベル3の時価: 重要な観察できないインプットを使用して算出した時価

【主な分類商品】外国証券、投資信託等で、流動性が低いものや、信用スプレッドの重要性が高いものなど、算定にあたって用いる前提によって、時価が変動しやすい商品を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債 (単位: 百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	1,138	1,138
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券 (その他有価証券)	21,680	51,538	4,725	77,945
うち株式	612	—	—	612
国債	12,736	—	—	12,736
地方債	—	10,949	—	10,949
社債	—	23,338	—	23,338
その他の証券	8,331	17,250	4,725	30,307
その他	—	—	—	—
金融資産計	21,680	51,538	5,864	79,084
デリバティブ取引	—	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—	—

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

当金庫では、時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債のうち、預け金、貸出金、預金積金、借入金等については、「金融商品の時価等に関する事項」の注記において、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を使用しているため、時価のレベルごとの内訳の開示の対象としておりません。

また、上記以外の時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債についても重要性が乏しいため、時価のレベルごとの内訳の開示を省略しております。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(*1)	14,507	14,500	6,500	13,800
有価証券	943	17,557	12,417	24,568
満期保有目的の債券	—	2,500	5,465	2,508
その他有価証券のうち満期があるもの	943	15,057	6,952	22,060
貸出金(*2)	26,177	67,304	48,837	30,761
合 計	41,627	99,361	67,755	69,130

(*1) 預け金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	319,590	20,995	566	—
借入金	31	125	72	8
合 計	319,622	21,120	639	8

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

27. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下、28まで同様であります。

売買目的有価証券

該当なし

満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位: 百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	3,730	3,178	△551
	地方債	2,145	1,927	△217
	社債	2,198	2,010	△187
	その他	2,400	2,171	△228
	小 計	10,473	9,288	△1,184
合 計		10,473	9,288	△1,184

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当なし

その他有価証券で時価のあるもの

(単位: 百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	454	322	131
	債券	—	—	—
	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	その他	7,469	6,177	1,291
小 計		7,923	6,499	1,423
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	158	165	△7
	債券	39,908	47,716	△7,808
	国 債	9,558	12,180	△2,621
	地方債	9,021	11,148	△2,126
	社 債	21,327	24,387	△3,060
	その他	20,666	22,173	△1,506
小 計		60,732	70,055	△9,322
合 計		68,656	76,555	△7,898

28. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	1,438	141	△37
債券	296	—	△101
国債	296	—	△101
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	4,426	429	△246
合 計	6,162	571	△385

29. 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	—	—

30. 満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—

(注)「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、60,233 百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが24,872 百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項がつけられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
減価償却超過額	129 百万円
退職給付引当金	86 百万円
貸出金有税償却額	223 百万円
貸倒引当金(有税額)	1,738 百万円
賞与引当金	23 百万円
その他有価証券評価差額金	2,240 百万円
その他	251 百万円
繰延税金資産小計	4,693 百万円
評価性引当額	△3,640 百万円
繰延税金資産合計	1,053 百万円
繰延税金負債	
資産除去債務	1 百万円
繰延税金負債合計	1 百万円
繰延税金資産(負債)の純額	1,052 百万円

33. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権 7 百万円

(2)損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度 (令和6.4.1～令和7.3.31)	令和7年度 (令和7.4.1～令和8.3.31)
経 常 収 益	5,178,009	5,822,264
資 金 運 用 収 益	4,001,440	4,701,987
貸 出 金 利 息	2,437,560	2,827,668
預 け 金 利 息	381,264	494,871
有価証券利息配当金	1,040,786	1,168,689
その他の受入利息	141,829	210,758
役 務 取 引 等 収 益	434,876	466,117
受入為替手数料	146,253	147,678
その他の役務収益	288,623	318,439
そ の 他 業 務 収 益	15,972	28,984
外国為替売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	2,324	1,711
その他の業務収益	13,647	27,272
そ の 他 経 常 収 益	725,718	625,174
貸倒引当金戻入益	263,446	—
償却債権取立益	10,108	151,680
株式等売却益	442,433	465,320
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	9,730	8,173
経 常 費 用	4,471,328	5,052,090
資 金 調 達 費 用	187,303	587,221
預 金 利 息	175,858	574,781
給付補填備金繰入額	523	3,061
借 用 金 利 息	6,398	5,693
その他の支払利息	4,522	3,685
役 務 取 引 等 費 用	276,910	266,883
支払為替手数料	53,296	50,561
その他の役務費用	223,614	216,321
そ の 他 業 務 費 用	540,060	339,390
外国為替売買損	—	—
国債等債券売却損	527,322	335,955
国債等債券償還損	9,938	411
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	2,799	3,022
経 費	2,928,482	3,000,752
人 件 費	1,679,433	1,720,481
物 件 費	1,127,851	1,152,968
税 金	121,197	127,302
そ の 他 経 常 費 用	538,571	857,842
貸倒引当金繰入額	—	747,187
貸 出 金 償 却	395,792	2,271
株式等売却損	91,134	49,213
株式等償却	400	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	6,169	7,662
その他の経常費用	45,075	51,507
経 常 利 益	706,680	770,173
特 別 利 益	28,829	—
固定資産処分益	28,829	—
その他の特別利益	—	—
特 別 損 失	62,002	21,777
固定資産処分損	3,517	3,449
減 損 損 失	58,484	18,327
その他の特別損失	—	—
税 引 前 当 期 純 利 益	673,507	748,396
法人税、住民税及び事業税	138,823	338,893
法 人 税 等 調 整 額	102,142	△97,369
法 人 税 等 合 計	240,965	241,523
当 期 純 利 益	432,541	506,872
繰越金（当期首残高）	174,632	167,237
当 期 未 処 分 剰 余 金	607,174	674,110

注記事項（令和8年3月期）

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 11,923 千円
子会社との取引による費用総額 53,166 千円
- 出資1口当たりの当期純利益金額 37 円 58 銭
- 当期において、以下の固定資産等について減損損失を計上しております。

（単位：千円）

場所	用途	種類	減損損失
鹿島郡内	所有不動産	土地	354
鳳珠郡内	事業用資産	土地	2,068
輪島市内		土地	4,335
金沢市内		土地	11,568
合 計			18,327

減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）、遊休資産については、各々1つの単位でグルーピングを行っております。また、本部、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

遊休資産については、継続的な地価の下落等により投資額の回収が困難と見込まれるため、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、土地の正味売却価額は路線価等に基づき算定しております。

事業用資産については、収益性が著しく低下していることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は土地の正味売却価額であり、土地の正味売却価額は路線価等に基づき査定しております。

- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。

(3)剰余金処分計算書

（単位：千円）

科 目	令和6年度 (令和6.4.1～令和7.3.31)	令和7年度 (令和7.4.1～令和8.3.31)
当期末処分剰余金又は 当期末処理損失金（△）	607,174	674,110
積立金取崩額	—	—
特別積立金取崩額	—	—
利益準備金限度超過取崩額	30,641	27,347
剰余金処分額	470,577	570,044
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	(年3.00%) 20,577	(年3.00%) 19,984
優先出資に対する配当金	—	(年0.23%) 60
事業の利用分量に対する配当金	—	—
特別積立金	450,000	550,000
繰越金（当期末残高）	167,237	131,413

注記事項

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

※令和6年度及び令和7年度の計算書類については、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

令和7年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和8年6月19日

のと共栄信用金庫

理 事 長

鰐目 孝和

独立監査人の監査報告書

令和8年5月28日

のと共栄信用金庫
理事会 御中

太陽有限責任監査法人

北陸事務所

指 定 有 限 責 任 社 員
業 務 執 行 社 員
指 定 有 限 責 任 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

尾川 克明

公認会計士

南波 洋行

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、のと共栄信用金庫の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第111期事業年度の剰余金処分案を除く計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び注記並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、金庫から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、業務報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人は報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事実や状況により、金庫は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合らはその内容について報告を行う。

<剰余金処分案に対する意見>

剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、のと共栄信用金庫の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第111期事業年度の剰余金処分案について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令及び定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令及び定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令及び定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

金庫と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査報告書

私たち監事は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第111期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部・本店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子法人等の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子法人等から事業の報告を受けました。

業務報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他信用金庫及びその子法人等から成る集団の業務の適正を確保するために必要なものとして信用金庫法施行規則第23条に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（信用金庫法施行規則第33条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る業務報告並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）及び各々の附属明細書について検討いたしました。
2. 監査の結果
 - (1) 業務報告等の監査結果
 - ①業務報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、信用金庫の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する業務報告の記載内容及び理事の職務執行についても、指摘すべき事項はありません。
 - (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
令和8年5月29日
のと共栄信用金庫監事会

常勤監事　川口昭彦		監事　池水龍一
監事　田村謙吾		

(注) 監事 池水 龍一は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事であります。

2. 預金業務

(1) 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高 (単位：百万円)

		令和6年度	令和7年度
流 動 性 預 金		180,786	184,457
	うち 有 利 息 預 金	164,579	169,249
定 期 性 預 金		156,460	157,531
	うち 固 定 金 利 定 期 預 金	150,683	152,337
	うち 変 動 金 利 定 期 預 金	8	7
そ の 他		992	1,120
計		338,238	343,109
譲 渡 性 預 金		—	—
合 計		338,238	343,109

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの金利が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

(2) 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高

(単位：百万円)

		令和6年度	令和7年度
定 期 預 金		146,452	149,092
	固 定 金 利 定 期 預 金	146,445	149,085
	変 動 金 利 定 期 預 金	7	7
	そ の 他	—	—

3. 融資業務

(1) 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 (単位：百万円)

		令和6年度	令和7年度
手 形 貸 付		5,114	5,640
証 書 貸 付		156,761	165,728
当 座 貸 越		16,714	15,583
割 引 手 形		182	182
合 計		178,773	187,135

(2) 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

(単位：百万円)

		令和6年度	令和7年度
貸 出 金		182,516	191,798
	うち 変 動 金 利	54,140	54,099
	うち 固 定 金 利	128,375	137,699

(3) 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額

① 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

		令和6年度	令和7年度
当 金 庫 預 金 積 金		838	955
有 価 証 券		—	—
動 産		—	—
不 動 産		19,939	19,741
そ の 他		—	—
計		20,778	20,697
信 用 保 証 協 会 ・ 信 用 保 険		52,072	53,327
保 証		16,658	17,169
信 用		93,007	100,604
合 計		182,516	191,798

②債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
当 金 庫 預 金 積 金	0	0
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	2,219	2,042
そ の 他	—	—
計	2,219	2,043
信 用 保 証 協 会 ・ 信 用 保 険	—	—
保 証	47	35
信 用	1,837	1,467
合 計	4,104	3,545

(4)使途別の貸出金残高

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸 出 金 残 高	構 成 比	貸 出 金 残 高	構 成 比
設 備 資 金	82,421	45.15%	87,865	45.81%
運 転 資 金	100,094	54.84%	103,933	54.18%
合 計	182,516	100.00%	191,798	100.00%

(5)預貸率の期末値及び期中平均値

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
貸 出 金 (期 末 残 高) (A)	182,516	191,798
預 金 (期 末 残 高) (B)	338,033	341,153
預 貸 率	(A / B)	53.99%
	期 中 平 均	52.85%
		54.54%

(注) 預金には定期積金を含んでおります。

(6)業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

(単位：百万円)

	令和6年度			令和7年度		
	貸 出 先 数	貸 出 金 残 高	構 成 比	貸 出 先 数	貸 出 金 残 高	構 成 比
製 造 業	337	13,605	7.45%	333	13,116	6.83%
農 業 、 林 業	37	745	0.40%	34	702	0.36%
漁 業	19	162	0.08%	16	140	0.07%
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—%	1	159	0.08%
建 設 業	812	17,446	9.55%	805	16,480	8.59%
電気・ガス・熱供給・水道業	26	520	0.28%	25	501	0.26%
情 報 通 信 業	11	249	0.13%	10	275	0.14%
運 輸 業 、 郵 便 業	99	3,966	2.17%	94	3,612	1.88%
卸 売 業 、 小 売 業	527	12,093	6.62%	506	12,012	6.26%
金 融 業 、 保 険 業	20	11,329	6.20%	19	10,297	5.36%
不 動 産 業	452	22,602	12.38%	444	21,687	11.30%
物 品 賃 貸 業	8	553	0.30%	9	701	0.36%
学術研究、専門・技術サービス業	96	5,038	2.76%	92	4,905	2.55%
宿 泊 業	60	6,425	3.52%	56	7,297	3.80%
飲 食 業	483	6,674	3.65%	477	6,837	3.56%
生活関連サービス業、娯楽業	280	3,989	2.18%	268	3,669	1.91%
教 育 、 学 習 支 援 業	28	962	0.52%	24	1,154	0.60%
医 療 ・ 福 祉	143	5,648	3.09%	144	5,263	2.74%
そ の 他 サ ー ビ ス	323	9,448	5.17%	325	9,082	4.73%
小 計	3,761	121,462	66.54%	3,682	117,897	61.46%
地 方 公 共 団 体	18	29,205	16.00%	20	41,911	21.85%
個人(住宅・消費・納税資金等)	8,191	31,847	17.44%	7,982	31,989	16.67%
合 計	11,970	182,516	100.00%	11,684	191,798	100.00%

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

4. 有価証券

(1)商品有価証券の種類別の平均残高

該当ありません。

(2)有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位：百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和6 年度	国 債	—	—	—	—	5,289	8,279	—	13,569
	地 方 債	2,596	27	975	1,624	4,837	4,667	—	14,729
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社 債	2,110	580	8,147	4,540	10,360	1,536	—	27,275
	株 式	—	—	—	—	—	—	1,697	1,697
	外 国 証 券	699	398	2,180	—	191	1,570	14,225	19,266
	そ の 他 証 券	9	1,150	1,758	428	388	0	9,479	13,215
令和7 年度	国 債	—	—	—	—	5,124	8,164	—	13,288
	地 方 債	—	322	1,027	2,643	3,800	3,373	—	11,166
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社 債	163	4,143	8,015	1,092	8,395	1,716	—	23,525
	株 式	—	—	—	—	—	—	871	871
	外 国 証 券	198	1,074	1,500	—	187	1,508	13,109	17,580
	そ の 他 証 券	584	1,344	390	202	591	2	9,920	13,036

(3)有価証券の種類別の期末残高及び平均残高

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国 債	13,569	13,644	13,288	15,967
地 方 債	14,729	17,451	11,166	14,430
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	27,275	29,870	23,525	28,000
株 式	1,697	1,450	871	756
外 国 証 券	19,266	20,778	17,580	19,321
そ の 他 証 券	13,215	11,846	13,036	12,834
合 計	89,753	95,042	79,469	91,311

(4)預証率の期末値及び期中平均値

(単位：百万円)

		令和6年度	令和7年度
有 価 証 券 (期末残高)	(A)	89,753	79,469
預 金 (期末残高)	(B)	338,033	341,153
預 証 率	(A / B)	26.55%	23.29%
	期 中 平 均	28.09%	26.61%

(注) 預金には定期積金を含んでおります。

5. 時価情報

(1) 有価証券

① 売買目的有価証券

該当ありません。

② 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額をしないもの	国 債	3,723	3,436	△286	3,730	3,178	△551
	地 方 債	2,175	2,062	△112	2,145	1,927	△217
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	2,197	2,099	△98	2,198	2,010	△187
	そ の 他	2,400	2,223	△176	2,400	2,171	△228
	小 計	10,496	9,822	△674	10,473	9,288	△1,184
合 計		10,496	9,822	△674	10,473	9,288	△1,184

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

③ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ありません。

④ その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	971	844	126	454	322	131
	債 券	1,359	1,358	1	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	927	926	1	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	432	431	0	—	—	—
	そ の 他	5,318	4,762	556	7,469	6,177	1,291
	小 計	7,649	6,965	684	7,923	6,499	1,423
貸借対照表計上額が取得原価をしないもの	株 式	468	504	△35	158	165	△7
	債 券	46,117	50,951	△4,833	39,908	47,716	△7,808
	国 債	9,846	11,547	△1,701	9,558	12,180	△2,621
	地 方 債	11,626	13,018	△1,391	9,021	11,148	△2,126
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	24,645	26,386	△1,740	21,327	24,387	△3,060
	そ の 他	24,679	26,752	△2,073	20,666	22,173	△1,506
	小 計	71,266	78,208	△6,942	60,732	70,055	△9,322
合 計		78,916	85,174	△6,258	68,656	76,555	△7,898

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

⑤市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	10	10
関連法人等株式	—	—
非上場株式	247	249
その他の証券・投資事業有限責任組合	83	80
満期保有目的の債券・信用金庫保証付私募債	—	—
合 計	341	339

(2)金銭の信託

① 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

令和6年度			令和7年度		
取得原価	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
—	—	—	—	—	—

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

② 満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

令和6年度					令和7年度				
貸借対照表計上額	時価	差 額			貸借対照表計上額	時価	差 額		
		うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの				うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 上記金銭の信託は、運用対象の一部について時価の算定が出来ないことから、「時価のない商品」と判断されるため、取得原価をもって貸借対照表計上額としております。

③その他の金銭の信託

該当ありません。

(3)デリバティブ取引

- ①金利関連取引、②通貨関連取引、③株式関連取引、④債券関連取引、⑤商品関連取引、⑥クレジットデリバティブ取引

いずれも該当ありません。

6. 経営内容

(1) ～ (12)最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益	4,072,401	3,886,928	4,264,112	5,178,669	5,822,661
経常利益 (△は経常損失)	290,494	340,376	△4,042,196	706,680	770,173
当期純利益 (△は当期純損失)	166,271	203,315	△3,859,300	432,541	506,872

(単位：百万円、百万口)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
出資総額	742	735	730	705	5,477
普通出資金	742	735	730	705	677
優先出資金	—	—	—	—	4,800
普通出資総口数	14	14	14	14	13
優先出資総口数	—	—	—	—	1
純資産額	18,595	15,768	11,933	9,744	18,180
総資産額	389,415	363,556	347,823	353,501	364,943
預金積金残高	328,684	334,390	329,839	338,033	341,153
貸出金残高	178,393	177,370	177,474	182,516	191,798
有価証券残高	86,361	83,447	90,846	89,753	79,469
単体自己資本比率	13.35%	13.20%	11.10%	12.26%	20.53%
出資に対する配当金 (出資1口当り) 普通出資 優先出資	1円 —	1円 —	1円 —	1.5円 —	1.5円 1.1円
役員数	12人	12人	11人	10人	11人
うち常勤役員数	7人	6人	5人	6人	6人
職員数	215人	200人	192人	185人	188人
会員数	30,059人	30,123人	30,069人	28,649人	26,795人

(注) 単体自己資本比率は、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

(13)資金運用収支、役務取引等収支、その他業務収支、業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く)業務粗利益

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度
資金運用収支	3,814,136	4,114,766
資金運用収益	4,001,440	4,701,987
資金調達費用	187,303	587,221
役務取引等収支	157,965	199,234
役務取引等収益	434,876	466,117
役務取引等費用	276,910	266,883
その他業務収支	△524,087	△310,406
その他業務収益	15,972	28,984
その他業務費用	540,060	339,390
業務粗利益	3,448,015	4,003,594
業務粗利益率	0.97%	1.11%

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用（令和6年度 - 千円、令和7年度 - 千円）を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

業務純益

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度
業 務 純 益	540,926	1,059,193
実 質 業 務 純 益	540,926	1,035,218
コ ア 業 務 純 益	1,075,862	1,369,874
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く)	948,205	1,264,089

- (注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含みません。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

(14) 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘

① 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、千円)

	平均残高		利 息		利 回 り	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
資金運用勘定	354,709	359,323	4,001,440	4,701,987	1.12%	1.30%
うち貸出金	178,773	187,135	2,437,560	2,827,668	1.36%	1.51%
うち預け金	77,812	77,972	381,264	494,871	0.48%	0.63%
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	95,042	91,311	1,040,788	1,168,689	1.09%	1.27%
資金調達勘定	338,775	343,587	187,303	587,221	0.05%	0.17%
うち預金積金	338,238	343,109	176,382	577,842	0.05%	0.16%
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	287	255	6,398	5,693	2.22%	2.22%

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和6年度 206 百万円、令和7年度 210 百万円)及び金銭の信託平均残高(令和6年度 - 百万円、令和7年度 - 百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和6年度 - 百万円、令和7年度 - 百万円)及び利息(令和6年度 - 千円、令和7年度 - 千円)を、それぞれ控除して表示しております。

② 資金利鞘

	令和6年度	令和7年度
資金運用利回り	1.12%	1.30%
資金調達原価率	0.91%	1.03%
総資金利鞘	0.21%	0.27%

(15) 受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

	令和6年度			令和7年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	98,030	439,274	537,305	66,788	633,759	700,548
うち貸出金	28,750	17,026	45,776	126,354	263,754	390,108
うち預け金	△24,104	158,184	134,080	1,016	112,591	113,607
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	54,732	292,853	347,585	△47,750	175,653	127,903
支 払 利 息	△28,250	180,692	152,442	7,053	392,865	399,918
うち預金積金	2,107	152,392	154,499	8,204	393,256	401,460
うち借入金	△29,575	28,840	△735	△698	△7	△705

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法で算出しております。

(16) 利益率

	令和6年度	令和7年度
総資産経常利益率	0.19%	0.21%
総資産当期純利益率	0.12%	0.14%

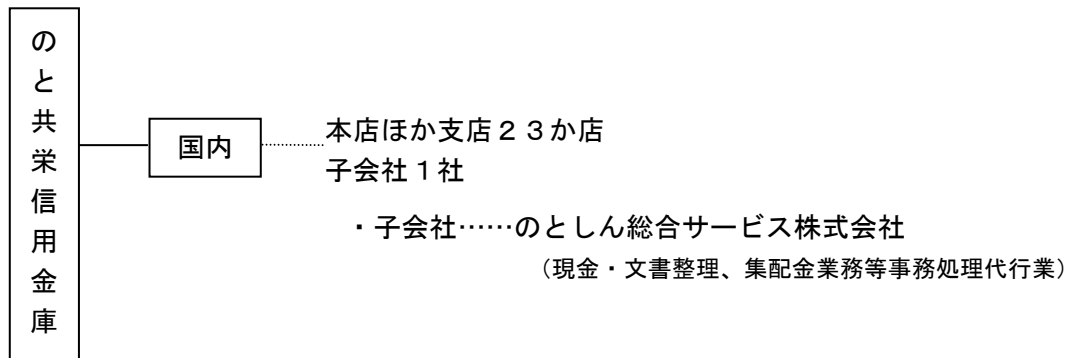
(注) 総資産経常(当期純)利益率＝ $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

連 結 情 報

1. 金庫及び子会社等の概況

(1) 主要な事業内容及び子会社等の概要

当金庫グループは、当金庫と子会社１社で構成され、信用金庫業務を中心に事務処理代行業務などの金融サービスを提供しております。



(2) 子会社等の状況

名	称	のとしん総合サービス株式会社
所	在	七尾市国分町井部2番地
資	本	金 10,000千円
主	要	業
務	内	容
		現金の集配・整理、特定先の集配金、事業用動産・不動産の管理、個人ローン及び事業資金の債権書類保管・管理、ATM管理、決算書（取引先）の入力、重要用紙の管理、代位弁済請求事務、印鑑登録事務、口座振替依頼書管理、カードローン事務、宣伝物等物品購入販売業務、販促品・物品管理業務、メール交換及び付随業務
設	立	年 月 日
		昭和63年8月8日
当	金	庫
の	議	決
権	比	率
		100%
子	会	社
等	の	議
決	権	比
率		
		0%

(3) 事業の概況

当金庫と子会社「のとしん総合サービス株式会社」の連結決算を実施しました。

連結決算においては、子会社の事業規模が極めて小さいため、親会社であるのと共栄信用金庫の決算に及ぼす影響はごくわずかです。

連結決算の財務内容は、総資産が364,935百万円となり、のと共栄信用金庫単体と比較して9百万円の減少、自己資本合計は26,873百万円で、38百万円の増加となりました。

損益では経常利益は771百万円で、のと共栄信用金庫単体と比較して1百万円の増益、当期純利益は504百万円で1百万円の減益となりました。

また、連結自己資本比率は20.56%となりました。

2. 財産の状況

(1) 財務諸表

① 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和6年度 (令和7.3.31現在)	令和7年度 (令和8.3.31現在)
(資産の部)		
現金及び預け金	76,309	89,974
買入金銭債権	1,305	1,138
金銭の信託	—	—
商品有価証券	—	—
有価証券	89,745	79,459
貸出金	182,516	191,798
外国為替	—	—
その他の資産	2,373	2,356
有形固定資産	2,162	2,228
建物	375	350
土地	1,503	1,516
リース資産	97	211
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	187	149
無形固定資産	113	124
ソフトウェア	85	98
リース資産	1	—
その他の無形固定資産	26	26
繰延税金資産	958	1,053
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	4,104	3,545
貸倒引当金(△)	△6,092	△6,745
資産の部合計	353,497	364,935
(負債の部)		
預金積金	337,972	341,103
譲渡性預金	—	—
借入金	268	237
外国為替	—	—
その他の負債	802	1,285
賞与引当金	79	82
役員賞与引当金	8	9
退職給付引当金	316	305
役員退職慰労引当金	117	105
その他の引当金	41	41
特別法上の引当金	—	—
繰延税金負債	—	1
再評価に係る繰延税金負債	—	—
債務保証	4,104	3,545
負債の部合計	343,713	346,717
(純資産の部)		
出資金	705	5,477
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	4,800
利益剰余金	15,360	15,844
処分未済持分	△22	△5
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
会員勘定合計	16,042	26,116
その他有価証券評価差額金	△6,258	△7,898
繰延ヘッジ損益	—	—
土地再評価差額金	—	—
為替換算調整勘定	—	—
評価・換算差額等合計	△6,258	△7,898
新株予約権	—	—
少数株主持分	—	—
純資産の部合計	9,784	18,218
負債及び純資産の部合計	353,497	364,935

連結財務諸表の作成方針（令和8年3月期）

- 連結の範囲に関する事項
 - 連結される子会社及び子法人等・・・子会社 1社
のとしん総合サービス株式会社
 - 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません
- 持分法の適用に関する事項
 - 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当ありません
- 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
 - 連結される子会社の決算日
3月末日 1社
- 連結調整勘定の償却に関する事項
連結される子会社に対する投資とこれに対応する子会社の資本の相殺消去に当たり、差額は発生していません。
- 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

連結貸借対照表の注記事項

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 20年～50年（税法基準の160%の償却率による） その他 3年～20年
 - 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
 - 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和7年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類したうえで、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上し、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。すべての債権は、自己査定基準に基づき、融資管理部（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査部（資産査定部署）が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額（部分直接償却）しており、その金額は1,007百万円であります。
 - 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--|
| (1) | 制度全体の積立状況に関する事項（令和7年3月31日現在） |
| | ①年金資産の額 1,796,855 百万円 |
| | ②年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,828,746 百万円 |
| | ③差引額 △31,890 百万円 |
| (2) | 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和7年3月分） 0.2165 % |
| (3) | 補足説明 |
- 上記①の差引額の要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 127,306 百万円および別途積立金は 95,415 百万円であります。
本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間 14 年 7 カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金 41 百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記(2)の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
 - 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
 - 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
 - 役務取引等収益は、役務提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から收受する受入手数料であり、送金、代金取立等内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
 - 固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
 - 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金 6,745 百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として 6.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

また、令和 6 年能登半島地震により発生した直接および間接被害は地域産業に大きな影響を及ぼしており、債務者の実態等を合理的に判断できる範囲内において可能な限り自己査定に反映させております。

なお、令和 6 年能登半島地震による影響は当分の間継続するものと仮定して見積もっております。当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 5,164 百万円
17. 子会社等の株式又は出資金の総額 10 百万円
18. 子会社等に対する金銭債務総額 49 百万円
19. 有形固定資産の減価償却累計額 3,879 百万円
20. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債券は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び債権並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 4,756 百万円
危険債権額 11,018 百万円
三月以上延滞債権額 21 百万円
貸出条件緩和債権額 132 百万円
合計額 15,928 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、116 百万円であります。

22. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 26,800 百万円

担保資産に対応する債務はありません。

上記のほか、為替決済取引等の担保として、預け金 8,266 百万円を差し入れております。

23. 出資 1 口当たりの純資産額 638 円 13 銭

24. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ①信用リスクの管理

当金庫は、貸出金事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資管理部により行われ、その状況については定期的に A L M 委員会、常勤理事会に報告しております。また、大口融資先の与信管理については常勤理事会および理事会に審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ②市場リスクの管理

- (i) 金利リスクの管理

当金庫は、リスク管理規程・要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、A L M 委員会において決定された方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

総務部において、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。

- (ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、投資している有価証券に内包している変動額を為替相場が 10%円高へ進行した場合を想定し、時価の変動額を把握し、管理しております。

- (iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、A L M 委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用基準及びリスク管理規程・要領に従い行われております。

このうち、総務部では市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資権限の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。総務部で保有している株式の多くは、値上がりした場合に売却益を計上する目的で保有しており、日々市場環境や保有銘柄の財務内容等をモニタリングしております。これらの情報は総務部を通じ、理事会及び常勤理事会、A L M 委員会に定期的に報告されております。

- (iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「有価証券」のうち債権、市場価格のある株式及び投資信託の市場リスク量を V a R により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫の V a R は分散共分散法（保有期間 1 年、信頼区分 99%、観測期間 5 年）により算出しており、令和 8 年 3 月 31 日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で 3,531 百万円です。

なお、当金庫では、モデルが算出する V a R と実際の損益を比較するバックテストを実行しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金及び借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(時価の算定方法については(注1)参照) なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。(注2)参照) また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	85,363	82,460	△2,903
(2) 有価証券	79,129	77,945	△1,184
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有有価証券	10,473	9,288	△1,184
其他有価証券	68,656	68,656	—
(3) 貸出金(*1)	191,798	—	—
貸倒引当金(*2)	△6,745	—	—
	185,053	181,645	△3,408
金融資産計	349,547	342,051	△7,495
(1) 預金積金(*1)	341,153	337,811	△3,341
(2) 借入金(*1)	237	240	2
金融負債計	341,390	338,052	△3,338

(*1) 預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(TONA、スワップレート)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については26.から27.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(TONA、スワップレート)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(TONA、スワップレート)を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(TONA、スワップレート)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	10
関連法人等株式(*1)	—
非上場株式(*1)	249
組合出資金(*2)	80
合 計	339

(*1) 子会社・子法人等株式、関連法人等株式及び非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和6年9月13日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

26. 金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算出した時価

【主な分類商品】上場株式、投資信託、国債等の取引市場に上場されている商品等で、取引量が活発なものを分類しております。

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

【主な分類商品】地方債、社債(上場企業等)等の、非上場であっても市場金利による割引等で時価を算定可能な商品や、取引市場に上場されているものの、取引量が活発でない商品などを分類しております。

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

【主な分類商品】外国証券、投資信託等で、流動性が低いものや、信用スプレッドの重要性が高いものなど、算定にあたって用いる前提によって、時価が変動しやすい商品を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債 (単位：百万円)

区 分	時 価			合 計
	レベル1	レベル2	レベル3	
買入金銭債権	—	—	1,138	1,138
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券(その他有価証券)	21,680	51,538	4,725	77,945
うち株式	612	—	—	612
国債	12,736	—	—	12,736
地方債	—	10,949	—	10,949
社債	—	23,338	—	23,338
その他の証券	8,331	17,250	4,725	30,307
その他	—	—	—	—
金融資産計	21,680	51,538	5,864	79,084
デリバティブ取引	—	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—	—

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

当金庫では、時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債のうち、預け金、貸出金、預金積金、借用金等については、「金融商品の時価等に関する事項」の注記において、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を使用しているため、時価のレベルごとの内訳の開示の対象としておりません。

また、上記以外の時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債についても重要性が乏しいため、時価のレベルごとの内訳の開示を省略しております。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(*1)	14,507	14,500	6,500	13,800
有価証券	943	17,557	12,417	24,568
満期保有目的の債券	—	2,500	5,465	2,508
その他有価証券のうち満期があるもの	943	15,057	6,952	22,060
貸出金(*2)	26,177	67,304	48,837	30,761
合 計	41,627	99,361	67,755	69,130

(*1) 預け金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注5) 借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	319,590	20,995	566	—
借用金	31	125	72	8
合 計	319,622	21,120	639	8

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

27. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下、28まで同様であります。

売買目的有価証券 該当なし
満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	3,730	3,178	△551
	地方債	2,145	1,927	△217
	社債	2,198	2,010	△187
	その他	2,400	2,171	△228
	小 計	10,473	9,288	△1,184
合 計		10,473	9,288	△1,184

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	454	322	131
	債券	—	—	—
	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	その他	7,469	6,177	1,291
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	小 計	7,923	6,499	1,423
	株式	158	165	△7
	債券	39,908	47,716	△7,808
	国 債	9,558	12,180	△2,621
	地方債	9,021	11,148	△2,126
	社 債	21,327	24,387	△3,060
合 計	その他	20,666	22,173	△1,506
	小 計	60,732	70,055	△9,322
合 計		68,656	76,555	△7,898

28. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	1,438	141	△37
債券	296	—	△101
国債	296	—	△101
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	4,426	429	△246
合 計	6,162	571	△385

29. 運用目的の金銭の信託 (単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	—	—

30. 満期保有目的の金銭の信託 (単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—

(注)「うち時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、60,233百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが24,872百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項がつけられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
減価償却超過額	129 百万円
退職給付引当金	86 百万円
貸出金有税償却額	223 百万円
貸倒引当金 (有税額)	1,738 百万円
賞与引当金	23 百万円
その他有価証券評価差額金	2,240 百万円
その他	251 百万円
繰延税金資産小計	4,693 百万円
評価性引当額	△3,640 百万円
繰延税金資産合計	1,053 百万円
繰延税金負債	
資産除去債務	1 百万円
繰延税金負債合計	1 百万円
繰延税金資産(負債)の純額	1,052 百万円

33. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権 7百万円

②連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度 (令和6.4.1～令和7.3.31)	令和7年度 (令和7.4.1～令和8.3.31)
経常収益	5,178,670	5,823,047
資金運用収益	4,001,440	4,701,987
貸出金利息	2,437,560	2,827,668
預け金利息	381,264	494,871
有価証券利息配当金	1,040,786	1,168,689
その他の受入利息	141,829	210,758
役務取引等収益	434,876	466,117
その他の業務収益	15,973	29,767
その他の経常収益	726,379	625,174
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	10,108	151,680
その他の経常収益	716,271	473,493
経常費用	4,465,117	5,051,204
資金調達費用	187,271	587,124
預金利息	176,350	574,684
給付補填備金繰入額	523	3,061
譲渡性預金利息	—	—
借入金利息	6,398	5,693
その他の支払利息	4,522	3,685
役務取引等費用	276,910	266,883
その他の業務費用	540,060	339,390
経費	2,925,473	2,999,963
その他の経常費用	535,400	857,842
貸出金償却	395,792	2,271
貸倒引当金繰入額	—	747,187
一般貸倒引当金純繰入額	—	△23,975
個別貸倒引当金純繰入額	—	771,162
その他の経常費用	139,608	108,383
経常利益又は経常損失(△)	713,552	771,843
特別利益	28,829	—
固定資産処分益	28,829	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	62,002	21,777
固定資産処分損失	3,517	3,449
減損損失	58,484	18,327
その他の特別損失	—	—
税金等調整前当期純利益又は純損失(△)	680,380	750,065
法人税、住民税及び事業税	139,060	338,974
法人税等調整額	102,229	△93,885
法人税等合計	241,289	245,089
当期純利益又は当期純損失(△)	439,090	504,976
非支配株主に帰属する当期純利益又は純損失(△)	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益又は純損失(△)	439,090	504,976

注記事項(令和8年3月期)

- 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益金額 37円58銭
- 当期において、以下の固定資産等について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失(単位：千円)
鹿島郡内	所有不動産	土地	354
鳳珠郡内	事業用資産	土地	2,068
輪島市内		土地	4,335
金沢市内		土地	11,568
合計			18,327

減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)、遊休資産については、各々1つの単位でグルーピングを行っております。また、本部、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

遊休資産については、継続的な地価の下落等により投資額の回収が困難と見込まれるため、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、土地の正味売却価額は路線価等に基づき算定しております。

事業用資産については、収益性が著しく低下していることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は土地の正味売却価額であり、土地の正味売却価額は路線価等に基づき算定しております。

- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。

③連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度 (令和6.4.1～令和7.3.31)	令和7年度 (令和7.4.1～令和8.3.31)
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	—	—
資本剰余金増加高	—	—
資本剰余金減少高	—	—
資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	14,935,415	15,360,188
利益剰余金増加高	439,090	504,976
親会社株主に帰属する 当期純利益	439,090	504,976
利益剰余金減少高	14,316	20,577
親会社株主に帰属する 当期純損失	—	—
配当金	14,316	20,577
自己優先出資消却額	—	—
利益剰余金期末残高	15,360,188	15,844,587

注記事項

1. 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

(2)経営内容

①～⑥ 当連結会計年度に係る主要な経営指標等

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
連結経常収益	4,076	3,891	4,264	5,178	5,823
連結経常利益 (△は経常損失)	286	333	△4,036	713	771
連結当期純利益 (△は当期純損失)	162	196	△3,853	439	504
連結純資産額	18,629	15,796	11,966	9,784	17,711
連結総資産額	389,412	363,553	347,820	353,497	364,935
連結自己資本比率	13.36%	13.22%	11.11%	12.29%	20.53%

(注) 連結自己資本比率は、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準を採用しております。

(3)信用金庫法開示債権の状況

①～⑤ 連結リスク管理債権

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,261	4,756
危険債権	11,082	11,018
三月以上延滞債権	18	21
貸出条件緩和債権	172	132
小計	15,535	15,928
正常債権	171,187	179,535
総与信残高	186,723	195,463

(4)連結セグメント情報

連結会社である「のとしん総合サービス株式会社」の事業は信用金庫業務のみとなっておりますので、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

3. 自己資本の充実の状況(連結に関する事項)

■連結の範囲に関する事項

- ①当金庫の連結自己資本比率の算出対象会社(連結グループ)と連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点はありません。
- ②当金庫の連結グループは連結子会社1社で、その名称及び主要な業務の内容はP.66をご参照ください。
- ③自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の該当はありません。
- ④従属業務を専ら営む会社・新たな事業分野を開拓する会社で、連結グループに属していない会社の該当はありません。
- ⑤連結グループ内の資金及び自己資本の移動にかかる制限等は定めておりません。

■自己資本調達手段の概要 ■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P.21をご参照ください。

■連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項

自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積永久優先出資に係る会員勘定の額	16,022	26,096
うち、出資金及び資本剰余金の額	705	10,277
うち、利益剰余金の額	15,360	15,844
うち、外部流出予定額(△)	20	20
うち、上記以外に該当するものの額	△22	△5
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後被支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	925	901
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	925	901
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	16,947	26,998
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	113	124
うち、のれんに係るもの(のれん相当差異額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	113	124
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	113	124
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	16,833	26,873
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	130,406	124,196
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	6,525	6,486
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	136,932	130,683
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	12.29%	20.56%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

■ 定量的な開示事項

信用リスク及びオペレーショナル・リスクの所要自己資本の額

(単位:百万円)

		令和6年度		令和7年度	
		リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計額		130,406	5,216	124,196	4,967
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー		116,749	4,669	108,468	4,338
イ. 信用リスク・アセットの合計額	現金	—	—	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	2,938	117	1,434	57
	地方三公社向け	1	0	70	2
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	14,850	594	19,378	775
	第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	930	37	929	37
	カバード・ボンド向け	—	—	—	—
	法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	43,497	1,739	36,788	1,471
	特定貸付債権向け	—	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	20,839	833	16,630	665
	トランザクター向け	896	35	886	35
	不動産関連向け	15,293	611	16,293	651
	自己居住用不動産等向け	4,427	177	4,915	196
	賃貸用不動産向け	9,522	380	10,077	403
	事業用不動産関連向け	—	—	—	—
	その他不動産関連向け	—	—	—	—
	ADC 向け	1,343	53	1,301	52
	劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
	延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	6,571	262	5,477	219
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	179	7	58	2
	取立未済手形	22	0	14	0
	信用保証協会等による保証付	4,002	160	4,063	162
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
	株式等	1,606	64	971	38
	上記以外	6,946	277	7,286	291
	重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するものの以外のもにに係るエクスポージャー	—	—	—	—
	信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,028	81	2,028	81
	特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,387	95	2,631	105
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
	上記以外のエクスポージャー	2,530	101	2,627	105
	②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
	証券化	—	—	—	—
	STC 要件適用分	—	—	—	—
	短期 STC 要件適用分	—	—	—	—
	不良債権証券化適用分	—	—	—	—
	STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
	再証券化	—	—	—	—
	③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	13,214	528	15,426	617
	ルック・スルー方式	13,214	528	15,426	617
	マンドレート方式	—	—	—	—
	蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
	蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
	フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
	④未決済取引	—	—	—	—
	⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
	⑥CVAリスク相当額をハパーセントで除して得た額(簡便法)	440	17	291	11
	⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額		6,525	261	6,486	259
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	BI	4,350		4,324	
	BIC	522		518	
ハ. 連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額(イ+ロ)		136,932	5,477	130,683	5,227

- (注) 1. 所要自己資本額＝リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のこととす。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのこととす。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当金庫グループでは、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当金庫グループは、標準的計測手法かつ ILM を「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6. 連結総所要自己資本額＝連結リスク・アセットの合計額(連結自己資本比率の分母の額)×4%

■信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 23をご参照ください。

■リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 23をご参照ください。

■リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P. 23をご参照ください。

■信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 24をご参照ください。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P. 25をご参照ください。

■業種別の個別貸倒引当金の残高及び貸出金償却の額

本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P. 25をご参照ください。

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P. 26・27をご参照ください。

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウエイトの区分ごとの内訳

本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P. 28～31をご参照ください。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 31をご参照ください。

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P. 31をご参照ください。

■市場リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 31をご参照ください。

■流動性リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 31をご参照ください。

■オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 33をご参照ください。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出方法の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 33をご参照ください。

■オペレーショナル・リスク相当額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額	498	518

■金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 33をご参照ください。

■銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 33をご参照ください。

■金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 34をご参照ください。

■派生商品取引及び長期決済期間取引に関する事項

当該取引は行っておりません。

■証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 34をご参照ください。

■証券化エクスポージャーについて信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫グループは「標準的手法」を採用しております。

■証券化取引に関する会計方針

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 34をご参照ください。

■当金庫グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

当該取引は行っておりません。

■当金庫グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P. 35をご参照ください。

b. 再証券化エクスポージャー

当該取引は行っておりません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P. 35をご参照ください。

b. 再証券化エクスポージャー

当該取引は行っておりません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

当該取引は行っておりません。

■株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 35をご参照ください。

■株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

（単位：百万円）

		売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの					その他有価証券で時価のないもの等
		貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価（償却原価）	貸借対照表計上額	評価差額			貸借対照表計上額
							うち益	うち損	
上場株式	令和6年度	—	—	1,349	1,440	90	126	35	—
	令和7年度	—	—	488	612	124	131	7	—
非上場株式等	令和6年度	—	—	167	168	1	1	—	2,193
	令和7年度	—	—	167	159	△8	—	8	2,190
合計	令和6年度	—	—	1,516	1,608	92	127	35	2,193
	令和7年度	—	—	655	771	115	131	16	2,190

（注）1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「非上場株式等」は、非上場株式のほか信金中央金庫出資金、投資事業有限責任組合出資持分です。

信用金庫法施行規則に定める開示項目一覧

【単体ベースの開示項目】

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

- (1)事業の組織…………… 8
- (2)理事及び監事の氏名及び役職名…………… 8
- (3)会計監査人の氏名又は名称…………… 5 8
- (4)事務所の名称及び所在地…………… 4 3

2. 金庫の主要な事業の内容

- …………… 1 1

3. 金庫の主要な事業に関する事項

- (1)直近の事業年度の事業の概況…………… 9
- (2)直近の5事業年度の主要な事業の状況
 - ①経常収益…………… 6 4
 - ②経常利益…………… 6 4
 - ③当期純利益…………… 6 4
 - ④出資総額及び出資総口数…………… 6 4
 - ⑤純資産額…………… 6 4
 - ⑥総資産額…………… 6 4
 - ⑦預金積金残高…………… 6 4
 - ⑧貸出金残高…………… 6 4
 - ⑨有価証券残高…………… 6 4
 - ⑩単体自己資本比率…………… 2 1・6 4
 - ⑪出資に対する配当金…………… 6 4
 - ⑫職員数…………… 6 4

(3)直近の2事業年度の状況

- ①主要な業務の状況を示す指標
 - 7. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、
実質業務純益、コア業務純益及びコア
業務純益（投資信託解約損益を除く）
…………… 6 4・6 5

- 1. 資金運用収支、役務取引等収支、及び
その他業務収支…………… 6 4

- ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の
平均残高、利息、利回り及び資金利鞘
…………… 6 5

- エ. 受取利息及び支払利息の増減…………… 6 5
- オ. 総資産経常利益率…………… 6 5
- カ. 総資産当期純利益率…………… 6 5

②預金に関する指標

- 7. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金
その他の預金の平均残高…………… 5 9

- 1. 固定金利定期預金、変動金利定期預金
及びその他の区分ごとの定期預金の残
高…………… 5 9

③貸出金等に関する指標

- 7. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び
割引手形の平均残高…………… 5 9

- 1. 固定金利及び変動金利の区分ごとの
貸出金の残高…………… 5 9

- ウ. 担保の種類別の貸出金残高及び
債務保証見返額…………… 5 9・6 0

- エ. 使途別の貸出金残高…………… 6 0
- オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の
総額に占める割合…………… 6 0

- カ. 預貸率の期末値及び期中平均値…………… 6 0

④有価証券に関する指標

- 7. 商品有価証券の種類別の平均残高…………… 6 1

- 1. 有価証券の種類別の残高…………… 6 1
- ウ. 預証率の期末値及び期中平均値…………… 6 1

4. 金庫の事業の運営に関する事項

- (1)リスク管理の体制…………… 2 0
- (2)法令遵守の体制…………… 1 5

- (3)中小企業の経営の改善及び地域の活性化の
ための取組の状況…………… 1 3

- (4)金融ADR制度への対応…………… 1 7・1 8

5. 直近の2事業年度における財産の状況

- (1)貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書
…………… 5 0～5 7

- (2)信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権
の状況

- ①破産更生債権及びこれらに準ずる債権…………… 3 7
- ②危険債権…………… 3 7
- ③三月以上延滞債権…………… 3 7
- ④貸出条件緩和債権…………… 3 7
- ⑤正常債権…………… 3 7

- (3)自己資本の充実の状況…………… 2 1～3 1

- (4)次に掲げるものに関する有価証券の取得価
額又は契約価額、時価及び評価損益

- ①有価証券…………… 6 2～6 3
- ②金銭の信託…………… 6 3
- ③規則102条第1項第5号に掲げる取引
…………… 6 3

- (5)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額…………… 2 5

- (6)貸出金償却額…………… 2 5

- (7)会計監査人の監査を受けている旨…………… 5 8

6. 報酬等に関する事項

- (1)役職員の報酬体系…………… 4 0

【連結ベースの開示項目】

7. 金庫及びその子会社等の概況に関する事項

- (1)主要な事業の内容及び組織の構成…………… 6 6
- (2)金庫の子会社等に関する事項…………… 6 6

8. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項

- (1)直近の事業年度の事業の概況…………… 6 6

- (2)直近の5連結会計年度の主要な事業の状況

- ①経常収益…………… 7 4
- ②経常利益…………… 7 4
- ③当期純利益…………… 7 4
- ④純資産額…………… 7 4
- ⑤総資産額…………… 7 4
- ⑥連結自己資本比率…………… 7 5・7 6

9. 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項

- (1)連結貸借対照表、連結損益計算書及び
連結剰余金計算書…………… 6 7～7 4

- (2)金庫及びその子会社等の信用金庫法開示債権
の状況

- ①破産更生債権及びこれらに準ずる債権…………… 7 4
- ②危険債権…………… 7 4
- ③三月以上延滞債権…………… 7 4
- ④貸出条件緩和債権…………… 7 4
- ⑤正常債権…………… 7 4

- (3)金庫及びその子会社等の自己資本の充実
の状況…………… 7 5～7 8

- (4)事業の種類別の経常収益・経常利益・資産の額
…………… 7 4

10. 報酬等に関する事項

- (1)役職員の報酬体系…………… 4 0



のと共栄信用金庫

〒926-8601 石川県七尾市松物町35番地

TEL 0767-52-3450(代表) / 54-0593(直通)

FAX 0767-52-1305

E-mail: sousen@notoshin.co.jp

URL: <https://www.shinkin.co.jp/notoshin/>